

# 瀬戸内海二神家の近世的対応に関する試論

田上 繁

TAGAMI Shigeru

## 【要旨】

近年、近世史研究においては、通説とされていた「幕藩制構造論」では説明できない歴史事象がいくつも現れてきた。とくに、「太閤検地」で確立した本百姓体制そのものの見直しが不可欠となっている。政策基調とされた「太閤検地」の性格が見直されるなら、当然、村という地域社会のあり方や村を構成する本百姓の性格も再考されなければならない。

二神家は中世には瀬戸内海の「海の領主」として君臨した家であるが、近世に入っても中世からつながる家同士の結合を末家・又末家関係を通して継承する一方で、庄屋として村行政を担う立場を築きながら、松山藩の家臣や寺院、さらには医者などとの縁組みなどによって新たな関係を構築しようとした。こうした動きは二神家の近世的な対応と捉えることができ、土地を介在にして二神家と結びつく家々との関係は、中世以来の結束を維持、強化しようとする中世からの継承を重視した動きであったといえる。つまり、近世に入って集団化するというより、中世以来の集団のあり方を近世的な枠組みの中で再構築しようとしたと理解される。

そこでは、家々との縁戚関係を基礎に二神家から末家として数軒の家を起こし、また、婚姻、養子縁組によって末家との結びつきを強化した。末家との関係は、単に本家―末家の関係ではなく、二神家に継嗣がない場合は、末家から当主として迎え入れようとした事例もあるなど、将軍家と「御三家」のような関係が二神家と末家のあいだには成立していたと考えられる。したがって、末家の石高の所持状況を見ると、ほとんどの末家が二神家に次いで上位に名を連ねる。また、二神家の「家頼」についても、一般的にいわれる従属関係は抽出できない。「給田」や「給畑」を分与されただけでなく、妙見社の祭事を司るなど重要な役割を担う存在であった。二神家は土地を通して家同士の結束を維持し、特別に二神家と関係がある家に対しては「支配地」を分与するなどして、島民とともに近世社会を生き抜いたのである。

〔キーワード〕 瀬戸内海二神島、二神家、海の領主、太閤検地、末家・又末家

## はじめに

本稿は、中世後期、河野氏や来島村上氏などに従って、瀬戸内海を舞台に「海の領主」として活動した二神氏の近世的な対応について分析することを目的とする。<sup>(1)</sup>とくに、二神島における土地所持の実態の解明を通して、土地を介在とした二神氏と他家との結びつきや他家同士の関係、さらには、百姓身分でありながら中世以来の関係を維持しようとした二神氏の立場、いわゆる武士と百姓とのあいだに位置するような二神氏の性格を追究してみる。<sup>(2)</sup>二神家は、近世に入っても自ら「二神村荘官」と称すなど、<sup>(3)</sup>二神島における同家の存在は、他家と同等に論ずることができないのは明らかである。なお、二神島の構成員である百姓の生業を考えた場合、その立地条件からも漁業や廻船業に大きな比重が置かれていたことは、当然予測できることである。しかし、本稿では、土地を介在とした家と家のあり方の解明に力点を置いているため、海に関する生業については捨象していることをあらかじめ断っておきたい。

ところで、近年、近世史研究の分野においては、これまで主導してきた「幕藩制構造論」<sup>(4)</sup>の理論的枠組みでは説明のつかない歴史事象が次々と現れている。なかでも「太閤検地」の性格については、従来、一筆ごとの耕作地の生産高を把握して「作あい」否定の原則のもとで、領主がすべての余剰部分を収奪したとする捉え方には疑問が投げかけられている。<sup>(5)</sup>とくに、「石高」を生産高とみなす見解に対しては、「石高」は年貢高であり、また、「免」の性格についてもあくまでも「免引き」(免除)を意味するものであると主張する研究も生まれた。<sup>(6)</sup>全国的に慶長十年(一六〇五)前後を境に免の意味変化が起こり、免除の意味から年貢率を表す用語に変わったといっても、その「免」の性格そのものが変質したわけではなかった。「石高」が年貢高で、「免」が免除の意味を表すなら、これまでの「五公五民」などといった領主と百姓の間で行われる配

分の捉え方も大きく変わってくる。このように、これまで「幕藩制構造論」において本百姓体制を築くための政策基調とされた「太閤検地」の性格が見直されるなら、当然ながら、村という地域社会のあり方と、その村を構成する本百姓の性格自体も再考されなければならないであろう。とりわけ、中世と近世の連続性を重視する立場から、中世以来の家と家との関係がどのように維持され、また、近世的な変容を遂げていったのかを究明する必要がある。

本稿で分析対象とする二神家は、中世からつながる家同士の結びつきを末家・又末家の関係を通して維持する一方で、庄屋として村行政を中心的に担う立場を築きながら、松山家臣や寺院、さらには、医者の家などと婚姻や養子縁組みを繰り返して縁戚関係を創り出している。これを近世的な対応の一つと位置づけるなら、その土地を介在にして二神家と結びつく家々との関係は、中世以来の家同士の関係を継承して、さらに結束を強めようとする中世からの連続性を重視した動きであったと理解される。つまり、近世に入って集団化していくというより、中世以来の集団のあり方を近世的な枠組みの中で維持することを志向したといった方が適切であるかも知れない。このような問題関心から、瀬戸内海に浮かぶ小島二神島における二神家の存在形態や縁戚関係を基礎にした家と家の結びつきの実態解明にアプローチしてみたい。その場合、主に二神司朗家文書を分析の対象にしている。

### 一章 二神家の歴代当主とその縁戚関係

二神家は、18代当主種家を「二神居住の祖」として、同家は以後代々現在まで続く。「二神新四郎由緒親類附 扣」<sup>(7)</sup>によれば、二神氏の来歴を次のように記している。

大職冠藤原鎌足十三代中ノ関白道隆五代孫武門改正豊田輔長、十四

代藤十郎家種始而予州ニ渡り、属于河野家賜知行所二神嶋ニ居所構、二神氏と改、参勤仕居申候処、河野家依滅亡、二神村江蟄居仕、天正年中太閤様御代御檢地之節、風早郡より嶋方先案内等被仰付相勤、其後加藤左馬之助様御代預御扶持相勤居申候処、奥州会津江御国替ニ付、又々二神村江蟄居仕、右家種拾代二神藤左衛門種長嫡子八右衛門種忠、正保年中庄屋役被仰付候

これによると、二神家は長門国豊田氏<sup>(8)</sup>を出自とし、14代家種（藤十郎）が初めて伊予国に渡り、水軍河野氏に仕え、知行所として二神島を与えられたことにより二神島に居を構えたところ。その後、河野氏が滅亡したため二神島に居住し、天正年中の「太閤檢地」施行の際には、風早郡の島方の案内役を勤めた。さらにその後、加藤左馬之助の扶持を受けて勤仕したが、その加藤氏が奥州会津に国替えとなったことから、再度二神島に定住した。そして、後年の正保年間に種家より十代あとの28代種忠が二神島の庄屋に初めて任命された。

同文書の中には、その種忠が庄屋に就任したことも述べられている。

二神左衛門種長嫡子

二神村

庄屋役初代

八右衛門

一 正保年中、居村庄屋役被仰付

一 寛文年中、嫡子源三郎江居村庄屋役被仰付、繞村庄屋役被仰付候

ニ付、二男嘉右衛門召連引越、其後嘉右衛門引替被仰付候ニ罷歸候

文中の八右衛門が28代種忠であり、27代種長（藤左衛門）の嫡男である。種忠は正保年間に二神島の庄屋を命じられ、寛文年中（一六六一）

一六七二）には、その種忠の嫡男である29代種次（源三郎）が庄屋を勤めた。種次と交替して二神島の庄屋を退いた種忠は繞村の庄屋に取り立てられ、二男の嘉右衛門を連れて繞村に引越した。その後、その嘉右衛門が庄屋を引き継いだので、種忠は二神島に帰島している。そこには、二神島のみならず、繞村の庄屋をも担うなど、近世の村行政に積極的に取り組もうとする二神家の姿がうかがわれる。

二神家が家の歴史を右のように認識していたのは事実であり、二神島での居住は18代種家が二神島に土着したときから始まったと捉えていた。その18代種家から幕末に至る当主の変遷を表にまとめたのが、次に掲げた表1である。

二神家の歴代当主は表1に示すとおりであるが、確認できる範囲で二神氏と婚姻・養子縁組みなどによって縁戚関係となっている実態を追ってみよう。28代の種忠は、周防国旧村上家臣八代島住士の村上某家から妻を迎えている。29代種次の代では、種忠と同様、妻は八代島住士の村上四郎右衛門家の娘である。また、後述する繞村豊田金左衛門家の勘左衛門に娘を嫁がせている。30代種永は、周防国和田住士の馬場六兵衛家から後妻を娶っている。また、怒和村の柳原権兵衛嫡女へ息子弥四郎を養子に出し分家させている。この怒和島の柳原家との結びつきは強く、31代種信の妻も柳原権兵衛家の娘であり、また、自分の娘を柳原万吉の嫁として送り出している。32代種章も同様、怒和島の柳原嘉七昌方から妻を迎えた。そして、息子末弥を松山藩中河東権之丞家の養子として縁組みさせている。33代種福の妻も周防国八代島住士の馬場吉左衛門の娘である。二人の娘を松山の小倉玄道と風早郡の柳原三宅仙庵にそれぞれ嫁がせた。この二人は他の史料からも確認できるが、医者の家である。表中最後の34代種五は、先代種福に嫡男がいなかったため娘の掣として二神家に入った人物であり、畑里村浜田喜三右衛門三男である。この種五も娘を繞村豊田金左衛門家に嫁がせている。

表1 二神家の縁戚関係

当主名	没年	事例	関係	婚姻先・養子先
18代 種家 19代 種吉 20代 種直 21代 家直 22代 家真 23代 種 24代 通範 25代 通種 26代 家種 27代 種長	寛永5 (1628) 明暦3 (1657)			(二神島居住の祖とされている)
28代 種忠	貞享5 (1688)	1	室	防州村上家臣八代島住士村上何某
		2	女子	豊田金左衛門妻
		3	女子	桑原七兵衛妻
		4	女子	杉野市右衛門妻
29代 種次	享保10 (1725) 89歳	5	室	周防国八代島住士村上四郎右衛門女
		6	女子	饒村 勘左衛門妻
		7	女子	津和地村 桑原民部妻
30代 種永	延享4 (1727) 80歳	8	後室	防州和田住士 馬場六兵衛娘
		9	女子	杉野与三右衛門室
		10	女子	杉野市右衛門家督 入朔杉野源蔵室
		11	弥四郎	柳原権兵衛嫡女へ養子分家
31代 種信	明和2 (1765) 69歳	12	室	怒和島 柳原権兵衛娘
		13	女	怒和島 柳原万吉室
32代 種章	寛政6 (1794) 61歳	14	女子	怒和島 柳原嘉七昌方室
		15	女子	陸月島 村上市郎室
		16	未弥	松山藩中 河東権之丞養子
33代 種福	文政3 (1820) 62歳	17	女子	周防八代島住士馬場吉左衛門室 (防州和田邑住士 馬場吉左衛門室)
		18	女子	松山 小倉玄道室
		19	女子	風早郡 柳原三宅仙庵室
34代 種五	慶応2 (1866) 71歳	20	室	二神種福女 (種五は畑里邑浜田喜三右衛門三男)
		21	女子	饒村 豊田金左衛門室

注) 安永10年正月「二神氏末家之次第」(第1次76)、安永5年「系図写下書」(第1次374-1)、「過去帳」(無番号)などを照合の上作成。

こうして歴代当主とその妻の出た家、あるいは、親族の婚姻先や養子縁組み先の内容をみると、いくつかのパターンに分類される。第一は、二神家では養子で迎えた第34代種五を除き、瀬戸内海の島々に住居する旧村上家臣や、二神一族の系譜を有する家から妻を迎えていることである。第二には、親族たちの嫁ぎ先や養子先をみると、島々の庄屋クラス

の有力な家である桑原家や杉野家、さらには、縁戚関係にある繞村の豊田家などとの縁組みを積極的に行っていることである。第三は、松山藩家臣のところへ養子を出していることであり、第四は、医者之家に娘を嫁がせていることである。

第一の瀬戸内海の島々に居を構える旧水軍の村上家臣や、二神一族として二神氏との関係が格別強い家との縁組みを行っている点は、中世から連なる家同士の関係を保持し、さらなる結束を目指そうとする現れであったと理解される。なかでも、周防国の住人との縁戚関係が目立つ。二神氏の出は長門国であり、その位置とも関係するのであろうか。第二については、旧来からの何らかの関係もあったと考えられるが、他村の有力層である庄屋や大庄屋などの家との結びつきを重視した結果であると思われる。それは、家同士における二神氏の近世的対応の一つであり、第三の松山藩家臣団との縁戚関係の構築はその最たるものといえる。第四の医者との縁組みも近世的対応の一つとして注目される。

二神家と親族の嫁ぎ先や養子縁組みの実態については、これまで見てきたとおりである。そこで次に、二神家と強固な結びつきのある他家との関係をうかがってみよう。二神家には、安永十年(一七八一)正月の「二神氏末家之次第」(以下「末家之次第」)、安永五年の「系図写下書」

〔同「系図写」〕、先に引用した「二神新四郎由緒親類附 扣」〔同「親類附」〕、さらには仏壇に供えられていた「過去帳」など、同家と各家の關係を示す好個の史料が伝わる。これらに基づいて作表したのが表2である。

まず、「末家之次第」(末尾の付図参照)では、表中の①勘右衛門家から②までの二家との關係が書き上げられている。この文書には、表紙に「二神藤右衛門種章尋古記改之」と記され、32代種章(藤右衛門)が古い記録を利用して作成したものである。その最初に現れるのが①勘右衛門家である。元祖は「某」と記されて名前は不明であるが、その「某」の由緒に関しては次のように記している。

此家時代至テ古、先祖筋目ノホド不知、古記等在之トイヘトモ焼失ス、何サマタミシキ家也、二神家同家ニ候ヤ、其分レモ不知、後ヲヒク縁組ノ事紛ナシ、仍代数不明中興相知レル処、左ニ記之

口伝ニ曰、往古此家二神嶋ニ古ク住居スル処、二神藤十郎種家  
予州ニワタリ、河野家ニゾクシテ所々知行スル中ニモ、二神嶋  
ヲ住所トスル故、種家ニ随テ後追々一家ト成テ供ニ二神ヲ名ノ  
ルカ、本シモソマツノ家ニハ無之

ここでは、①勘右衛門家は古い家で、詳しいことは古記などが焼失したため分からないが、由緒ある家であると記している。また、古くから二神島に住居していた家で、前述した二神家18代種家(藤十郎)が河野氏に随って所々を知行するうちにも、二神島を住所としたことから、後々「一家」となって両家とも「二神」を名乗ってきたという伝承が残っている。途中の当主名は不明であるが、年代が下り、この①勘右衛門家では金左衛門が繞村豊田嘉右衛門家を相続した。その妻は表1で示したように、二神家28代種忠の娘であった。ところが、豊田家では金左衛

門が死去し、しかも子供が幼少であったため、またまた金左衛門の弟である勘左衛門が豊田家を相続している。しかし、二神島の①勘右衛門家の相続人である勘右衛門(勘左衛門の兄)が早世したため、この勘左衛門は再び二神島に帰り①勘右衛門家を継いだ。しかも、その妻は二神家29代種次(源三郎)の娘である。その後、①勘右衛門家は伝左衛門(後幸右衛門)、忠藏(後善藏)と続き、忠藏は伝左衛門に養子に入って伝左衛門の娘を妻とした。もっとも、この忠藏は二神家30代種永の九男である。このように、これらの事実から末家の①勘右衛門家と二神家との結びつきがきわめて強いことが確認できる。

次いで、②弥左衛門家についてみてみよう。同家は前の①勘右衛門家から分かれた家で、元祖の名前は不明であるが、この家の由緒も①勘右衛門家と同様との注記がある。同家は、途中不明の部分もあるが、その後、弥左衛門、弥左衛門、九郎七(後弥左衛門)と続き、九郎七の姉は後出する二神平六の妻となっている。

③藤兵衛家は、二神家26代家種(修理尉)の二男種与(九兵衛)が別家として起こした家である。その後、種友(助大夫)、種置(藤兵衛)、種男(九兵衛・藤兵衛)、種品(藤助)などへと連なるが、種男の嫡子種品の弟には後出する平六がいる。

続いて④久助家を見ると、③藤兵衛家と同様、二神家26代家種の三男種末(久助)が分家した家であり、「父修理尉讓家於嫡子種末ヲツレテ分家督隠居ス、仍自本家年始步行始、又は子供誕生之節久助家エ始テ行事吉例也」と記すように、26代家種が家督を嫡子27代種長に譲った際、三男種末を連れて隠居したときに起こした家である。その後、種世(源兵衛)、種安(左大夫・太左衛門)、種厚(太左衛門)、種元(久助)などへ継承される。このうち、種世の妻は松山藩家臣竹村五郎兵衛家から迎えている。種世の弟である半兵衛は旧村上家臣垣生弥左衛門家の養子として送り出している。また、妹は、宇佐三月の妻であり、その宇佐三月な

表2 二神家の末家・又末家の縁戚関係

	家名	事例	名前	関係
①	勘右衛門家	1	金左衛門	饒村 豊田嘉右衛門家相続 妻 二神八右衛門種忠女
		2	勘左衛門	饒村 豊田嘉右衛門家相続 後二神当家(勘右衛門家)相続 妻 二神源三郎種次女
②	弥左衛門家	3	某	二神勘右衛門より分家
③	藤兵衛家	4	種与	二神修理尉家種二男
		5	平六	於二神島別家
		6	源七	摂州尼ヶ崎土佐屋善七へ養子
		7	種光	妻 芸州能美之島飛渡瀬村南野清右衛門女
④	久助家	8	種末	二神修理尉家種三男
		9	種世	妻 松山家中竹村五郎兵衛女
		10	半兵衛	村上家臣八代和田邑垣生弥左衛門へ養子
		11	女	宇佐三月嫁 豊前宇佐社職
⑤	饒村 豊田金左衛門家	12	種安	妻 村上家臣八代伊保田邑俊成次郎左衛門女
		13	種友	二神八右衛門種忠二男 妻 二神藤兵衛女
		14	八十郎	二神八右衛門種忠孫
		15	半平・種行	二神種永五男 妻 防州情島小島某女
⑥	八十郎家	16	字八	妻 怒和島柳原金十郎女
		17	女	松山家中某妻
		18	種形	二神源三郎種次より分家二神源兵衛二男 妻 種次嫡女
⑦	助之允家	18	種形	二神源三郎種次より分家二神源兵衛二男 妻 種次嫡女
⑧	又末家 七右衛門家	19	七郎兵衛	二神勘右衛門二男
⑨	孫三郎家	20	種金	二神三郎種次二男 妻 怒和島 柳原権兵衛昌忠女
		21	久四郎	摂州尼ヶ崎広屋久右衛門養子
		22	喜八	尼ヶ崎ネツミヤ某養子
		23	金右衛門	摂州西ノ宮杉屋某養子
		24	新七	妻 二神藤右衛門種章養女
⑩	又末家平六家	25	平六	二神藤兵衛末子
⑪	又末家忠次家	26	忠次	二神半平嫡子
⑫	二神藤十郎家家頼	27	青木忠右衛門	種家予州二神島へ居住の節召連參家頼

注) 安永10年正月「二神氏末家之次第」(第1次76)、安永5年「系図写本書」(第1次374-1)、年不詳「二神新四郎由緒親類附 扣」(第1次103)、「過去帳」(無番号)などを照合の上作成。

る人物は、「此三月は豊前宇佐ノ社職タリシカ、二神嶋ニ来テ居住ス」とあるように、豊前国宇佐から二神島にやって来て居住していた神職である。さらに、種安の妻は旧村上家臣の娘である。なお、種安の弟に種形(助之允)がいる。この助之允は、「本家種次無嫡男養子トスルハツ

この⑥八十郎家は、28代種忠の孫にあたる人物が起こした家であり、

云モ、是女ノ子也、タネハ七兵衛ナレハ二神之筋目トウノト  
ハ云カタシ  
私ニ曰、八右衛門孫タリト

此八十郎曰者、実種忠之甥、津和地村桑原八太夫先祖七兵衛嫡子、而種忠之孫也、七兵衛死後八十郎幼少、而不建一家、依同所桑原和泉弟民部種忠為、神職檀家供分之貫七兵衛跡ヲ令建、其後伴八十郎復還于二神嶋、二男嘉右衛門種友妻嫡女建一家

之処、依男子誕生分家督別家ス 妻種次娘」との注記があり、後ほど出てくる助之允家の人物である。次の種厚(太左衛門)の妻は二神家29代種次(源三郎)の娘であり、また、種元(久助)の弟には出家して安養寺の住職になった堯範(出家時は教寛)がいる。  
⑥八十郎家については、二神家28代種忠(八右衛門)の孫とあり、その名前は不明である。同家については、次のような記載がある。

前出の表1には種忠の娘が桑原七兵衛の妻となっている。その間に生まれたのがこの八十郎である。したがって、種忠からみれば、孫ということになる。しかし、「タネハ七兵衛ナレハ二神之筋目」とはいえないとしている点は注目される。二神家にとっては、その家の当主の血筋でなければ筋目とはいえないとしているからである。その後、種行(半平)、宇八と続く。この家でも種行は二神家30代種永の五男であり、「八十郎無嫡、養子之ス」とあるように、⑥八十郎に嫡男がいなかったため、二神家から養子を迎えて家を存続させたのである。その種行の嫡男である忠次は、「嫡子タリト云モ妻之儀ニ付不継、家督別家」とあり、⑥八十郎家を継がずに、後ほど見るように又末家として別家することになる。したがって、家督は宇八が受け継いだ。

次に⑦助之允家については、前に④久助家のところで出てきている。同家の由来は、先に引用した内容とほぼ同じ「二神源三郎種次本無嫡男、二神源兵衛種世二男種形ヲ以為ル養子ハツ之処、種永有誕生、仍分家督、妻種次嫡女為別家也」といった記述になっている。つまり、助之允家は二神家29代種次から分家した家であり、はじめ種次に男子がいなかったため、④久助に始まる家の次代の種世(源兵衛)の二男種形(助之允)が分家して起こしたのが⑦助之允家であった。その後、新六、豊二郎(後 助之允)と続く。

以上、二神家の末家に関して詳しくみてきた。次に、そこからさらに別家した「又末家」についてうかがってみることにしよう。⑦助之允家も又末家といえないわけではないが、史料にその記載がないので、一応末家として把握しておく。

さて、又末家では最初に⑧七郎兵衛家が記載される。⑧七郎兵衛家は、前述した末家①勘右衛門家から「分家督別家」した七郎兵衛(四郎左衛門)を祖とする家である。①勘右衛門の三男に当たり、一時繞村の豊田家を相続して、その後二神島に戻り①勘右衛門を相続した勘左衛門

の兄である。以後、当主は安左衛門(四郎左衛門)、勘右衛門、政之助(七郎兵衛)と続く。

次の又末家は⑨孫三郎家である。この家は、二神家29代種次(源三郎)の二男種金(孫三郎)が別家して起こした家である。その後、種近(金三郎)、新七、安次郎(新七)、孫兵衛(新七)と継承されていく。初代の種金の妻は怒和島柳原権兵衛昌忠の娘であり、次代の種近(金三郎)の妻は、末家④久助家の二神種厚(太左衛門)の娘である。さらに、新七の妻は二神家32代種章(藤右衛門)の養女であり、安次郎(新七)の妻は豊田半平の娘、孫兵衛(新七)の妻は豊田藤九郎の娘である。続いて、⑩平六家が出てくる。この家は末家③二神藤兵衛家から別れた家であり、平六は、種男(九兵衛・藤兵衛)の四男、つまり、種男の次の当主種品(藤助)の弟である。その後、七之助、藤七と継承される。最後の又末家は、⑪忠次家である。この家は、末家⑥八十郎家から別れた家で、種行(半平)の当主時代にその嫡男である忠次が別家したものである。その後、十次郎、清次郎(助左衛門、後 助十郎)、徳蔵(林蔵)と続く。

こうして、末家からさらに別れて家を起こした又末家があったことを知りうる。いずれも、別家後もその本家(この場合、二神家の末家のこと)との結びつきは強く、当然ながら、その元祖である二神家との関係も特別のものがあつた。これら末家や又末家のほかにも、末家に相当すると位置づけられた家が一軒存在する。それが、繞村の⑤豊田金左衛門家である。この⑤豊田金左衛門家は、二神家28代種忠(八右衛門)の二男種友が起こした家である。同人は豊田嘉右衛門と号し、妻を末家③二神藤兵衛家から娶っている。この家については、次のような注記がある。

二神八右衛門種忠讓家事、於嫡子種次隱居、而後相伴二男種友到テ繞村建一家種友以令治之、其後種友依病心妻子召連還二神、又兄種

次ヨリ二神村地坪之節家督遣之、建一家所男子依病身家断絶、今半平家ニ有之、嘉右衛門株是也

豊田家は、先に確認したように二神種忠の代に二男種友を伴って起こした家である。また、「二神家系図」の種忠のところには、「隠居後、二男嘉右衛門繞村エ召連行家立之遣置、其後津和地桑原民部家取立テ、又二神八十郎家取立、其後本家エ隠居」すると記されている。二神家28代種忠は、隠居後、津和地の桑原家や末家の⑥八十郎家を起こすとともに、繞村にも二男種友（嘉右衛門）を連れて豊田家を起こしているのである。ところが、種友（嘉右衛門）は病身のため妻子とともに二神島に帰り、兄種次から土地の一部を譲り受け一家を打ち建てた。しかし、嫡男源次郎が病身のため早世したので家は断絶した。そこで再び種家の娘を末家①勘右衛門家の金左衛門に添わせて豊田家を相続させた。その後、金左衛門は病死する。この金左衛門の死後、弟の勘左衛門が一時豊田家を継いだ。①勘右衛門家相続の二男勘右衛門が早世したため、二神島に戻って①勘右衛門家を相続したことはすでに述べた。この間の豊田家側から見た勘左衛門に関する記述は次のようになっている。

実二神勘右衛門<sup>四之</sup>三男也、兄金左衛門早世、子供幼少ニシテ不建一家、故二神藤右衛門女以妻勘左衛門ニ此人以相続、後二神勘右衛門家相続之ニ男勘右衛門依病身早世、金左衛門嫡子ニ女ヲ妻、讓豊田家、又還二神相続勘右衛門家

この勘左衛門に関する記述は、先の末家①勘右衛門家のところの内容と一致する。以上が末家および又末家の実態である。このほか、「右之外覚」として、「二神藤十郎種家家頼」である⑫青木忠右衛門の由来が書かれている。

此者往古種家予州二神嶋エ居住之節、召連參家頼也、於于今家続スル也

妙見神元来二神家ニ所持シテ二神ニワタルト云モ、二神ニ居住スル故今之妙見山ニ安鎮セシムル時、此忠右衛門ヲヒタテマツリテ行ヨシ、又於于今当家之歳男ヲツトメ、永ク家臣タリシ者也

この⑫青木忠右衛門は、二神家18代種家が二神島に居住するときに召し連れてきた「家頼」であり、今もその家が続いていると記す。とくに、妙見社の祭事ではこの⑫忠右衛門を引き立てて執り行わせ、また、二神家の「歳男」を勤めるなど、長く家臣の関係にあったとしている点は重要である。

このほか、二神家33代種福が作成した「親類附 扣」には、これ以外にも他家との結び付きを示す内容が記されている。この史料には、安永十年（一七八二）に32代種章（新四郎）が作成した時代より少し下がった後年の「末家」などの家や人物が書き上げられている。当然ながら、種章のときの末家の人物名とは重ならない部分もある。そこに列記される二神家の「親類」としては、まず「同家」として風早郡の二神牛之助が書き上げられる。次いで、末家として「豊後国来嶋伊予守様御内」の二神瀬兵衛の名前がある。

この二神瀬兵衛なる人物（家）については、次のような「覚」が残っている<sup>13</sup>。

#### 覚

一豊後国玖珠郡森領主久留嶋伊予内元相当二神島二神何某分レ、今ニ伊予内江不絶二神ヲ名乗罷在候、右当所滞舟致し候ニ付、元祖之事とも御尋申上度推参仕候処、不掛御目残念此事ニ御座候、尤

御留守江罷上り、御世話ニ相成忝仕合奉存候、同氏之御縁不尽候ハ、拝顔之期も有之と一紙一筆差上置候、以上

豊後玖珠郡森

久留嶋伊予守家来

文政五年

午三月八日

二神瀬兵衛

種村(花押)

二神家は、二神島に居住する島民だけでなく、豊後国森藩の家臣となつた片山二神氏の一流との結びつきもあつた。豊後国森藩は、戦国時代に河野氏の重臣であつた村上通総が来島を名乗つて豊臣方に通じたことから、慶長六年(一六〇二)に日田・玖珠・速見三郡一万四〇〇〇石の大名に取りたてられて成立した藩である。通春の代の元和二年(一六一六)には久留島と改称し、片山一流の豊後森二神家は江戸時代を通してこの久留島氏に勤仕し、中には「得能」を名乗ることを許された者もいた。<sup>4)</sup>

ここで引用した「覚」は、その久留島氏の家来の一人である二神瀬兵衛が「元祖之事」を尋ねて来島したときのものである。生憎、留守であつたため目的は達せなかつたが、二神家との関係を知る上で重要な史料である。このほかにも、それより以前、安永六年(一七七七)に「豊後国久留島信濃守殿御家中物頭役」の得能新三郎とその子息二神国次なる人物も、同じように家の来歴を調べるため島にやって来ている。<sup>5)</sup> その内容を引用してみよう。

覚

豊後久留嶋信濃守殿御家中物頭役

得能新三郎殿

子息  
二神国次殿

右は安永六年酉四月四日、右新三郎殿二神湊へ船繫被致候由ニ而当家江尋被参、元来当家之末葉ニ候之由被申、当家系図披見被致由ニ付、彼是相尋候之処、二神隼人佐通範より之末孫、久留嶋信濃守殿江有付、奉公相勤被申候由、先祖御家老職被相勤候処、子細有て當時ハ物頭役被相勤之由被申聞候ニ付、成ほど通範之儀ハ当家之先代ニ有之候、併通範之末孫ニ候ハ、何ニて得能と御名乗候哉と相尋候処、是ハ御尤ニ存候、先代子細有て得能之苗字且那より拝領致、夫より無掬家督之者ハ得能と名乗り、御部屋住、又隠居之後ハ二神ト名乗り申候、則悴儀ハ二神国次ト申候と被申候、依之尤ニ被存候ニ付、系図等も失せ可申と申内、及晩景候ニ付帰船被致、翌五日又々改テ家来引具シ被参候ニ付、系図其外書付并左文字則光等之腰物迄も聞及居被申由ニ付見せ申候、依之向後ハ以便宜書中取遣り被申度由ニ付、其段同心申候、則此度信濃守殿京都在番ニ江戸より御出ニ付、右新三郎殿も国本より大勢同船ニ而可罷登候之由、則其後京都へも書状遣候之処、右返簡致到来、以来豊後へ書中折々遣可申事

久留嶋信濃守様大坂御蔵屋敷

中嶋御役人

辻新左衛門殿

右之宛ニテ書状差越呉候様ニと被申置候ニ付、則右あてニ申上遣申候処、無滞相届申候

この「覚」は、二神新四郎から久留嶋信濃守の大坂蔵屋敷に勤仕する辻新左衛門へ宛てた書状の控えである。内容は、安永六年(一七七七)に豊後久留嶋信濃守殿御家中物頭役の得能新三郎・二神国次父子が尋ね

て来て、二神家との関係を調べるため系図などの閲覧を頼みに来たときの状況を認めたものである。得能や二神と名乗る経緯が記されていて大変興味深い。

さらに、安永八年の秋山多仲が血筋のことを二神新四郎に問い合わせた書状も伝わる。<sup>(16)</sup>内容は以下の通りである。

(家紋略図)

家紋ヶ様ニテ御座候

元来甲斐源氏ニテ御座御候

一予州道前河原淵森山ト申処居住、穠山平左衛門重直ト申候、重直事因島家ト合戦いたし候由、右之刻一人之娘有之候を二神家を頼ニ預ケ置、其身存亡不相知候、尤右之合戦ハ敗北いたし、没落ト相見ヘ申候、打死ともしかり記候書も無之候、二神家ヘ預置候娘、其後加久美八幡宮随順之人ヘ嫁し、其子ヲ秋山七右衛門ト申、其嫡子ヲ七左衛門<sup>始号</sup>六歳<sup>六歳</sup>父子共朝鮮御陣ヘも参り、其後來島右衛門一康親ト申、当旦那先祖豊後森打入之節も、右七右衛門父子共隨身いたし罷越候由、七右衛門より私迄八代男子より男子ヘ血筋相つゝき相勤罷在候、当時、来島庄官之衆ニも秋山と名乗候仁有之様ニ承及候、其余御聞合セ被下相知レ候ハ、乍御面倒御文通被下候様奉頼候

秋山多仲光長

二神新四郎様

これは、久留島家臣の秋山多仲から二神新四郎へ宛てた書状である。

秋山多仲の先祖である穠山平左衛門が一人娘を二神家に預けたという記述がある。その娘は「加久美八幡宮」隨身の者へ嫁いだので家が続き、その後多仲までで八代になるとしている。依頼の内容は、「当時、来島

庄官之衆ニも秋山と名乗」る人物がいると聞いたが、そのこと含めて詳細が分かれば知らせて欲しいというものであった。この秋山多仲は、ほかに年始の挨拶を認めた正月五日付の書状<sup>(17)</sup>を二神新四郎へ宛てて出しており、その文面に得能新三郎に女子が誕生したことも書かれているので、秋山と得能とが日常的に接点を持っていたことが分かる。これら久留島家臣との交流は、二神家が近世においても中世からつながる島外の家々との関係を保持していたことを如実に示すものである。

次に、二神島の島内、ないしは近くの島に住む家との結合のあり方を確認してみよう。繞村の豊田栄蔵、二神村の藤兵衛、林右衛門、新七が末家に書き上げられており、順に前出の「末家之次第」に出てくる⑥豊田家、③藤兵衛家、④久助家、⑨孫三郎家のところの人物名と合致する。続いて、伯父、伯母、姉、従兄弟、甥、実伯母、実姉、実甥、実従兄弟などの居村名と人物名が書き上げられる。例えば、伯父として「大洲御領怒和村庄屋」の野間六郎左衛門、伯母として同陸月村庄屋村上市郎の妻、姉として松山の小倉玄道の妻、風早郡柳原の三宅仙安の妻、神浦村杉田市右衛門の妻などが名を連ねる。さらに、実家の甥では畑里村先庄屋六郎治跡を継いだ宇佐吉、実甥では防州桂島庄屋中富十兵衛、松山千寿院、実従兄弟では熊田村正賢寺、松山の伴忠七、松山の河村幸助、中津和地村先庄屋伝左衛門などの名前が列記される。このように、二神家は、同族集団として中世から何らかのつながりがあった末家、又末家、「家頼」だけにとどまらず、他領の庄屋や松山藩の家臣、さらには、医者や寺院なども広く縁戚関係を創り上げていった。

## 第二章 二神家の土地所持状況

前章で二神家の縁戚関係の実態を明らかにしたが、本章では二神家と縁戚関係にあった家との関係が、いかなる紐帯によって結びついていたのか分析する。とくに、島内における家同士の結合関係を土地所持の観

表3 明和9年 二神家の字別本田畑所持内訳

	田		畑	
	反別	石高	反別	石高
かげ	反 1.222 (3)	石 0.798	反 0.427 (1)	石 0.049
稲蔵	0.117 (1)	0.063	0.413 (1)	0.066
馬口	0.513 (1)	0.598		
吉浦	1.617 (3)	0.785	1.305 (2)	0.197
くぐら	0.405 (2)	0.125	5.916 (8)	1.304
土穴	0.500 (1)	0.200		
なごさこ			1.707 (2)	0.311
西脇	0.508 (2)	0.500		
あられ	2.004 (8)	1.730	0.819 (2)	0.153
大窪	0.304 (2)	0.031		
三分一	0.211 (1)	0.095		
うちのさこ	0.217 (1)	0.051		
入の浦	1.906 (7)	2.004	0.725 (4)	0.149
池の浦	0.814 (3)	0.581	0.419 (1)	0.093
はなくし	0.312 (1)	0.136	0.109 (1)	0.026
梅の浦			1.013 (1)	0.261
そうず			1.728 (3)	0.362
古屋			1.514 (2)	0.386
小池			1.024 (1)	0.27
泊り			0.717 (9)	0.147
小沼			1.221 (4)	0.271
地藏堂			1.029 (1)	0.11
寺の上			0.106 (1)	0.012
本浦			3.315 (12)	0.886
西畑			0.216 (3)	0.049
合計	11.000 (36) [11.000]	7.697 [7.697]	24.117 (59) [24.423]	5.022 [5.102]
田畑合計	反別 35.124 (95) [35.423]		石高 12.751 [12.798]	

- 1) 明和9年4月「二神氏田畑地寄帳」(第1次65)より作成。
- 2) 買得田畑は、名請人名の書き換えが行われていないので含まない。
- 3) 単位は、反別が町・反(小数点)・畝・歩、石高が石(小数点)・斗・升・合である。
- 4) 合計は原文書の数字である。表中の合計は[ ]で示した。また、反別の( )の数字は筆数である。

点から読み解いていく。もちろん、二神家との関係は土地だけで結びついているわけではない。海に囲まれた島という立地条件から漁業や廻船業、さらには山地を利用した林業などの生業によって結びつく側面もあったと考えられる。しかし、本稿では、そうした生業に関する結びつきの問題は捨象し、土地との結びつきに限定して論を進めていく。

前章で確認した二神家と他家との関係を土地所持の側面から分析するため、まず、二神家が所持する土地の性格とその規模を把握してみよう。明和九年(一七七二)の「二神氏田畑地寄帳」<sup>(18)</sup>によれば、二神家の所持地は、大別して本田畑、「切替畑」(焼畑)<sup>(19)</sup>、庄屋地<sup>(20)</sup>、買得田畑<sup>(21)</sup>の四つに分類される。まず、本田畑の内容と規模を知るために、「二神氏田畑地寄帳」を利用して字別の反別と石高を表示したのが、表3である。

う。その記載形式は、以下のようになる。なお、引用に際しては、中略部分を詰めて掲げている。

田方  
 八斗代 一三畝三歩<sup>かけ源三郎作</sup>  
 高式斗四升八合  
 四斗代 一四畝四歩<sup>同所源三郎作</sup>  
 高尙斗六升五合

水田  
 七番  
 三十七番<sup>同断</sup>

同表からもうかがわれのように、二神家の本田畑は、全部で反別三町五反一畝二四歩(九五筆)・石高一二石七斗五升一合である<sup>(22)</sup>。その内訳は、田が一町一反(三六筆)・七石六斗九升七合、畑が二町四反一畝一七歩(五九筆)・五石二二歩となる。田畑の比較では、田に比して畑の一反当たりの石高が極端に小さいことが特徴となっている。田の種別には「水田」と「田畑ケ」の二種がある。「田畑ケ」は元來田の地目でありながら、畑作物を耕作する田のことを指すものと思われる。一般的にいう「畑成り地」のことである。

あられ源三郎作金右衛門七畝三步源三良分

田畑ケ

九斗代 一六畝拾九歩 百九十一番内

高五斗九升七合

高七石六斗九升七合

小以壺町壺反

田方

内

高壺斗五升七合 家頼

四畝貳拾八歩 忠右衛門給田

高三升壺合

田畑ケ

三畝四分

内

高壺斗貳升六合

水田

壺畝廿歩

ノ

高七石五斗四升

手作

残壺町五畝貳歩

内

高壺石七斗四升六合

田畑ケ

貳反貳畝廿八歩

高五石七斗九升四合

水田

八反貳畝四歩

田については、右のような集計がなされる。一筆ごとに「水田」「田畑ケ」と明記され、集計部分ではその内訳も記されている。一町一反・七石六斗九升七合のうち、「家頼」忠右衛門の給田分として四畝二八歩・一斗五升七合が与えられた。その給田分も「水田」と「田畑ケ」の分類がなされている。二神家全体の両者の比率を反別で比べてみれば、「水田」約七六パーセント、「田畑ケ」約二四パーセントとなり、当然ながら、「水田」の比率の方が高い。忠右衛門へ給田した分を差し引いた残分は、右の引用中にもあるように一町五畝二歩・七石五斗四升である。それを「手作」、つまり二神家の自作分として把握している。この点は、後ほど触れる「新四郎支配地」の問題と関連してさらに追究する。とくに、給田を差し引いた部分を「手作」と捉えている点は注目される。この「家頼」忠右衛門は、前章でみた二神家と関係の強い青木忠右衛門家のことである。ここにも、中世の人間関係が土地を介在にして、近世においても結びついている実態を確認することができる。なお、各土地には「八斗代」「四斗代」「九斗代」などといった数字が表示される。例えば、「八斗代」とは、反別一反当たり八斗の斗代であることを意味する。斗代と石高の数値を使えば、それぞれの田畑の反別を求めることができる。

次に、畑については、「野畑」と「菜畑」の二種があり、ほかにも畑の中に含まれる「屋敷」がある。また、「茶畑」と注記された畑が一筆だけ存在する。「野畑」は一般的にいうところの畑地のことである。一方、「菜畑」は屋敷内、あるいは、屋敷の近くにある畑のことをいう。これら本畑の反別を集計した箇所があるので、その部分を引用してみよう。引用については田と同様、中略部分も詰めて示した。

畑方

壹斗代 かけ源三郎作 一四畝貳拾七歩

高四斗九合

(朱筆)「野畑」 二十四番  
家頼忠右衛門給畑

壹斗 いなくら長右衛門作

五升代 一四畝拾貳歩

高六升六合

(朱筆)「野畑」 五十三番

はのくし源三良作

貳斗代 一壹畝九歩

高四斗九合

(朱筆)「野畑」 三百八十七番  
半次郎へ給畑

寺ノ上源三良作

壹斗代 一壹畝六歩

高壹升貳合斗九合

(朱筆)「菜畑」 六百十三番

本浦源三良作古菜畑

貳斗 一壹畝五歩

五升代

高貳升九合

(朱筆)「家頼居屋敷」 六百廿五番  
家頼忠右衛門給畑江遣ス

高五石貳升貳合

小以貳町四反壹畝拾七歩

畑方

畑の種類ごとの集計がないので両者の割合は比較できない。この引用

部分では「家頼」忠右衛門や半次郎へ与えた給畑の注記があり、忠右衛門に関しては「家頼居屋敷」として屋敷も与えている。半次郎については、給畑とあるものの、必ずしも「家頼」であったとは判断できない。この点についても次章で考察してみたい。

これら本田畑のほかにも、表4で掲げた庄屋地があった。

この庄屋地は庄屋に対して与えられる松山藩の土地政策の一つであり、その反別と石高は村全体の中に組み込まれた。したがって、庄屋地は年貢の対象となる土地であった。この庄屋地をめぐっては、延宝八年(一六八〇)に松山藩領久万山庄屋の連判による次のような「夫米・小物成免除願書」が提出された。<sup>24)</sup>

此度村々庄屋地高へ夫米・諸小物成御百姓並に被為仰付奉其意得候、併シ上家已前大野直昌旗下ニテ久万山中具足四十八両分ノ軍役相勤、私共先祖具足一両前、二両前、三、四両前ノ知行所持仕罷在候、上家ヨリ後戸田民部少輔殿へ相渡り、其時ヨリ知行被取上、何れモ御雇ニ付庄屋役被仰付、御年貢上納仕来申候、然レ共、上家已前ノ由緒ヲ以、久万山庄屋共先規ヨリ夫米・諸小物成、民部少輔殿ヨリ御免被成、……庄屋へハ不被仰付候、此以前日ノ浦村御検地被仰付、庄屋地高大分ニ相成候得共、夫米・諸小物成、右ノ子細ヲ以御赦免被為成候、……先規ノ通被仰付候ハ、難有奉存候

この内容から、庄屋地に年貢が課せられる事態が発生し、従来通り赦免してくれるよう歎願している様子がうかがわれる。結果的には、斗代を二段下げて上納するようになったと推測され、文政十二年(一八二九)の「風早郡宮野村地坪申合書」<sup>25)</sup>の記載内容からもそのことが読み取れる。ここでは、「庄屋田之儀」は、「御高付之内御定法通り式段下之積」りをもって「御高盛」とし、これまで通り「抜札」(土地改めるとき

表4 明和9年 二神家の字別  
庄屋地内訳

字名	反別	石高
よし浦	反 0.520 (1)	石 0.453
はのくし	0.728 (2)	0.635
ふるや	0.612 (2)	0.512
合計	2.000 (5)	1.600

- 1) 明和9年4月「二神氏田畑地寄帳」(第1次65)より作成。
- 2) 単位は、反別が町・反(小数点)・畝・歩、石高が石(小数点)・斗・升・合である。
- 3) 合計は原文書の数字と表中の計算が合致する。また、反別の( )の数字は筆数である。

変更されていないなどの理由から、表3の中には加えなかった。  
以上の土地は、石高が付けられた土地である。ほかにも二神家が所持する土地には石高を設定されない土地もあった。それが、「切替畑」、つまり焼畑である。

にくじ引きの札として入れないこと)によって渡すよう取り決めている。また、但書の部分では、この村の庄屋は二神村より入ってきており、その庄屋地に居宅を建てたので、代替として「居屋敷畑」を二畝渡し、その田の分は「地所代替屋敷之名目」として差し除くとしている。  
二神家では、この庄屋地は表4で示すように二反(五筆)・一石六斗を所持していた。六筆の田の斗代は、いずれも八斗代であった。場所は、よし浦(一筆)、はのくし(二筆)、ふるや(二筆)に分布している。  
このほか、二神家には、反別、石高が付けられた土地として買得田畑がある。田が二反一二歩・一石一斗一升七合あり、これに加えた田の総計を一町三反一二歩・高八石八斗一升四合と記している。前掲した表3の田の合計にこれを加算すると、そこに書かれている数字と合致する。また、畑も三反三畝二歩・五斗三升一合ほどあった。同様にこれを加わえた畑の合計は、二町七反四畝一五歩・五石五斗五升七合と記載している。畑の方は表3の数字を加えたものとは完全には一致しないが、その違いはごく微々たるものである。本稿では、これらの買得田畑はいずれは請戻しされて移動することと、名請人名が変更されていないなどの理由から、表3の中には加えなかった。

表5 明和9年 二神家の字別「切替畑」所持内訳

字名	反別	字名	反別
かげ	反 0.820 (3)	ふるや	反 0.100 (1)
竹の後	1.100 (2)	小池	0.300 (1)
小太郎	0.600 (1)	いぬほうし	0.120 (1)
吉浦	0.320 (2)	稲蔵	0.310 (2)
くふら	1.410 (7)	大岩くろ	0.300 (1)
平ヶ畑	0.800 (3)	はつし	0.025 (1)
登り立	1.500 (5)	片のはな	0.300 (1)
先大平	0.500 (1)	なこさこ	0.720 (2)
池の平	1.700 (3)	荒れ田の平	0.900 (3)
入の浦	0.820 (4)	高口	0.215 (1)
大畑ヶ	0.400 (1)	大平	0.115 (1)
ちのうさま	0.320 (2)	明かのさこ	0.015 (1)
明神ノ上	0.100 (1)	内山	0.200 (1)
打越	0.820 (3)	西脇浜	0.100 (1)
池ノ浦	0.420 (1)	みや明し畑	0.115 (1)
はのくし	1.600 (5)	土穴	0.110 (1)
さうづ	1.000 (3)	腰の尻	0.300 (1)
		合計	18.210 (68) [19.105]

- 1) 明和9年4月「二神氏田畑地寄帳」(第1次65)より作成。
- 2) 買得田畑は、名請人名の書き換えが行われていないので含まない。
- 3) 単位は、反別が町・反(小数点)・畝・歩、石高が石(小数点)・斗・升・合である。
- 4) 合計は原文書の数字である。表中の合計は[ ]で示した。また、反別の( )の数字は筆数である。

る。表5は、二神家の焼畑の所在地と反別を掲出したものである。表中から分かるように、二神家の買得分も含めた焼畑は、全部で一町八反二畝一〇歩(六八筆)という広大な面積になる。ここで、その内容を一部引用してみよう。

切替畑  
かけ源三郎柵  
中ノ上 一三畝拾歩  
下ノ上 一式畝拾歩  
同所  
同所(打越)  
一三畝拾歩  
同所(源三郎)作  
半次郎へ給畑  
植松  
忠右衛門へ給畑

内 作面  
植松山

合壺町八反式畝拾歩

内

式反拾歩

家来忠右衛門へ給畑

焼畑であるから、当然、高は設定されていない。ただ、等級は付けられていた。その種類は上・中・下を基本として、それぞれさらに上中下の区別がなされていた。二神家の焼畑に現れる等級は、上々、上ノ下、中ノ上、中ノ下、下ノ上、下々である。これら焼畑で注目されるのは、「植松」「植松山」などと注記されるように、松が植えられていたことと、「家来」忠右衛門などへ給畑として与えられる部分がかかりであったことである。

史料中に出てくる植松の合計は、二反五畝二〇歩（九筆）となる。引用した半次郎への「給畑」のところにも植松とあるが、「作面」との内訳がないので、正確な反別は把握できない。しかし、半次郎の二筆の分が判明しないだけで、あとはすべて植松となっている。したがって、植松は、二神家が所持する焼畑だけでも二反余あったことになる。他の百姓が所持していた焼畑の一部にも松が植えられていたと仮定するならば、二神島には相当広い範囲で松が植栽されていたことになる。今日でも島の人たちに尋ねると、一様に昔は二神島のことを「松島」と称したという返事が返ってくる。二神家の焼畑に植えられた松植山の反別から推算すると、その話も頷けるのである。この松の植栽は二神家独自の取り組みというよりは、松山藩の林業政策によるものであったと考えられる。享保十九年（一七三四）に藩から郡奉行中へ宛てた覚書には、郡奉行所が担当する山方の支配、管理に関する条項が列挙されている。そのうち

の五つの条項を引用してみよう。

覚

一 今度山方之儀、郡奉行所支配被仰付候、万端先定之通堅相守候様可被申付事

一所々御林多年法制有之候故、宜生立近年請山被仰付、御益も有之、其上去々年以來百姓共江急難之節も夫々被下置、大益下々にても存たる事候、此所を不忘候得は猥之儀無之筈候、……

一 自分植松之儀、常ニ制度被仰付候故、是以生立宜有之、去々年以來伐取候様被仰付、植主共助ニ罷成候、此段猶又猥無之様可申付事

一新に植松いたし度場所所有之候ハ、可願出候、障之筋之勿論百姓等ハ常ニ猥に米不絶やうに可申付之事

一 五穀之類費に不成様ニ可申付事

この「覚」は、「宜生立近年請山」を命じれば領主の利益になり、百姓共へ「急難」の節に下付すれば、百姓たちにとっても「大益」となるという政策上の理由から出されたものであった。「自分植松」のことに關しても、「生立宜」しければ、伐採してもよいとされ、そのこと自体「植主」たちの助成にもなるとしている。この奨励策によって二神村でも植松に取り組んだものと推測される。

ところで、「家来」忠右衛門などに本田畑同様に焼畑を給畑している点は、家と家と結びつける手段の一つとして重要な意味を持っていた。「家来」忠右衛門には二反一〇歩（七筆）、半次郎には八畝一〇歩（二筆）の給畑がそれぞれ与えられた。しかも、この二人の給畑を合わせた九筆のうち、一筆を除いて残り八筆が植松の焼畑であった。二神家における植松のほぼ全部が、この二人に給畑した焼畑で植栽されていたことにな

る。

これまでの分析により、二神家の土地所持の実態と、その種類や規模の全容が明らかになった。庄屋地を含む石高に結びついた本田畑のほかにも、買得田畑、焼畑などがあり、それらを合わせた所持規模は六町歩近くにもなる。そこで、こうした六町歩にも及ばんとする二神家の土地が、島のどこに点在していたのかを知る手がかりとして、それぞれの字名と照合しながら場所を特定してみよう。図1は、二神島の地図に字名を記入したものである。

二神島は、北側の海に面した中央部から東に向かって集落が開け、西から順に本浦、小泊、向、泊、脇之浜という五つの字によって区分けされる。二神家は、島の中央の集落西側にある本浦に居を構えている。明和九年（一七七二）の「風早嶋二神村田畑野取地次順帳」は、字ごとに集計した反別・石高の結果を末尾に記している。各字には番号が付付けられ、一番の「かけ前」から二六番「地藏堂〱西畑ケ」まで二六の字があった。そのすべてを書き上げると次のようになる。なお、（ ）の字名はそれぞれ番号のある字の中に出てくる一筆ごとの字の名称である。まず、その二六の字名を列記してみよう。その場合、表記は原文通りとした。

- 一 番 かけ前（かけ）
- 二 番 かけ先（かけの中さこ）
- 三 番 豎石〱稻蔵（豎石・稻蔵）
- 四 番 馬口〱小太郎（馬口・上馬口・大弁当）
- 五 番 よし浦（よし浦）
- 六 番 くむら（くむら）
- 七 番 土穴（土穴）
- 八 番 なごさこ（なごさこ）

- 九 番 のう崎（のう崎）
- 十 番 西脇〱あられ（西脇・あられ）
- 十一 番 荒れ〱東脇（あられ・むくのう・のほり立）
- 十二 番 大くほ〱三分一（おくほ・三分一）
- 十三 番 かうの畑ケ〱水口（かうの畑・うちのさこ・にうの浦）
- 十四 番 にうの浦〱床畑（入浦・入浦とこ畑）
- 十五 番 ちのうさま（ちのうさま・のりこへ）
- 十六 番 池ノ浦（池浦）
- 十七 番 尾原（おばら）
- 十八 番 はのくし（はのくし）
- 十九 番 梅ノ浦（梅の浦）
- 二十 番 そうづ（そうづ）
- 二十一 番 ふるや（ふるや）
- 二十二 番 小池（小池）
- 二十三 番 城ノ後（城之後）
- 二十四 番 泊り（泊り）
- 二十五 番 明神ノ上〱小泊り（小沼明神ノ上・泊り・小泊り・地藏堂）
- 二十六 番 地藏堂〱西畑ケ（地藏堂・本浦・寺ノ上・西畑ケ）

このように「二十六番」までの番号が付され、後掲の二神島の地図（図1）と照合すれば、北側中央の海に面した「カゲ」から西に向かって島を一周し、最後に「西畑ケ」に戻ってくる形で番号が付されているのが分かる。それはまた、検地もこの順序で行われたことを意味する。原文書に記された反別と石高の集計では、田七町七反六畝、畑一七町八反九畝で合計二五町六反五畝である。そのうち「御蔵屋敷」と「寺屋敷」の合計四畝六歩が「無高」として差し引かれ、残りの反別は二五町



六反二四歩となる。一方、石高は田四八石一斗七升九合、畑三四石二斗六升六合で合計八二石四斗四升五合となり、「御蔵屋敷」と「寺屋敷」の分は無高なので、全体の石高には含まれない。この島全体の百姓の所持田については、次章でさらに詳しく検討を加える。

さて、前出の表3、表4、表5に戻って、二神家の所持田畑の所在地を突き合わせてみると、まず表3の本田畑については、田は居宅から島の西側を中心とした場所に点在していることが確認される。一反を超える場所はかげ、吉浦、あられ、入の浦の四字である。居宅に比較的近い場所に分布しているのが分かる。これは、元来、二神家の本貫地として居宅近辺に所在していた田を近世になっても維持してきた理由によるものと考えられる。松山藩の土地政策では、土地は村の総持ちちとして、くじ札により土地の配分を決めていたとされるが、二神村では、後述する元禄二年（一六八九）と明和九年（一七七二）の字名を含む土地の所持状況を比較してみても、二神家などはほとんど両年代で大きな土地の変動はなかった模様である。畑は、くぐらの五反九畝一六歩を筆頭に、本浦、そうづ、なごさこ、古屋などの字に多く存在する。字についても田と比べ島の東側に分布する。

続いて、表4の庄屋地に関しては、前述したように五筆のみであり、一筆の吉浦は居宅に近いところにあるが、二筆のはのくしは島の東端に、また、ふるやは北側の東側にそれぞれ所在しており、いずれも居宅からかなり離れている。最後の焼畑については、表5と照合した結果、地図上に落とせない小字名がいくつかあることに気付く。これは、多くが山間部に所在しているといった焼畑の性格に起因するのであろう。

### 三章 二神村百姓の土地所持状況

前章では二神家の土地所持状況を詳細に分析したが、本章では二神村全体の所持状況を把握することにする。表6は、元禄二年（一六八九）

の所持状況を「風早嶋二神村田畑坪地組帳」<sup>29</sup>をもとに作成したものである。

百姓数は、安養寺、神田、郷蔵屋敷の分を除いて六一名である。表中の百姓名に付した番号は所持高の順位を表している。第一位の源三良は二神家の者であり、当時の当主、29代二神種次（源三郎）である。源三郎は、庄屋地などを含めて三町三反一畝二五歩・一一石九斗七升を所持している。注目すべきは、居宅の一反三畝七歩の広大な屋敷地のほか、「家頼屋敷」を二軒所持していたことである。これは、前出の「家頼」である青木忠右衛門と半次郎につながる者に分与した屋敷とみなして大過なかるう。

土地の所持高は、二神家を筆頭に、以下、第二位勘右衛門、第三位助太夫、第四位七良兵衛、第五位太左衛門、第六位弥左衛門と続く。第六位までが高二石以上を所持する家で、第七位から三〇位までは一石台、三一位から六一位までは一石にも満たない所持状況である。とくに、五七位の作兵衛から六一位の徳蔵までは畑と屋敷を多少所持するものの、田は皆無である。全反別二五町六反五畝から安養寺、神田、郷蔵屋敷の分を差し引くと、二四町七反三畝一歩・七九石八斗六升九合となり、一人当たりの平均は、反別にして約四反、高にして約一石三斗となる。全体的に小規模の所持状況である。二神家の所持規模の大きさが突出している事実がここで確認される。二神家はこの本田畑だけでなく、若干の買得田畑と広大な焼畑を所持していたことはすでに指摘したとおりである。

また、所持高において上位に名を連ねる者たちの家をうかがってみると、第二位の勘右衛門（末家勘右衛門家）、第三位の助太夫（末家藤兵衛家）、第四位の七良兵衛（末家勘右衛門から出た又末家七郎兵衛家）、第五位太左衛門（末家久助家）、第六位の弥左衛門（末家弥左衛門家）、第二十位の八十良（末家八十郎家）などは、一章でみたようにいずれも二神家

表6 元禄2年 二神村田畑所持内訳

		田		畑		内居屋敷		田畑合計	
		反別	石高	反別	高	反別	石高	反別	石高
1	源三良	9.426 (31)	6.089	21.629 (46)	4.281	1.307 (1)	0.529	31.125 (77)	10.37
	々家頼屋敷					0.105 (1)	0.029		
	庄屋地	2.000 (5)	1.600			0.302 (1)	0.077	2.000 (5)	1.600
	小計	11.426 (36)	7.689	21.629 (46)	4.281	1.714 (3)	0.714	33.125 (82)	11.970
2	勘右衛門	5.202 (18)	3.034	10.521 (22)	2.140	0.721 (1)	0.308	15.723 (40)	5.174
3	助太夫	4.325 (16)	2.841	9.900 (21)	1.929	0.725 (1)	0.196	14.225 (37)	4.770
4	七良兵衛	4.000 (13)	2.435	9.105 (22)	1.731	0.514 (1)	0.164	13.105 (35)	4.166
5	太左衛門	3.528 (11)	2.109	6.918 (20)	1.267	0.409 (1)	0.129	10.516 (31)	3.376
6	弥左衛門	2.100 (7)	1.324	4.117 (11)	0.864	0.314 (1)	0.139	6.217 (18)	2.188
7	与兵衛	1.600 (5)	1.066	3.511 (11)	0.667	0.115 (1)	0.023	5.111 (16)	1.733
8	四良右衛門	1.600 (6)	1.040	3.310 (6)	0.640	0.310 (1)	0.100	4.910 (12)	1.680
9	喜左衛門	1.500 (6)	0.991	3.006 (6)	0.636	0.216 (1)	0.076	4.506 (12)	1.627
10	七良右衛門	1.501 (5)	0.873	3.407 (8)	0.673	0.224 (1)	0.084	4.908 (13)	1.546
11	七左衛門	1.200 (4)	0.814	2.717 (7)	0.557	0.228 (1)	0.117	3.917 (11)	1.371
12	勘左衛門	1.401 (5)	0.847	2.612 (8)	0.461	0.219 (1)	0.066	4.013 (13)	1.308
13	佐次兵衛	1.300 (6)	0.773	2.809 (7)	0.528	0.319 (1)	0.091	4.109 (13)	1.301
14	仁右衛門	1.100 (6)	0.688	2.504 (8)	0.528	0.215 (1)	0.100	3.604 (14)	1.216
15	五左衛門	1.100 (5)	0.695	2.900 (7)	0.517	0.218 (1)	0.078	4.000 (12)	1.212
16	与三左衛門	1.300 (5)	0.767	2.911 (9)	0.435	0.204 (1)	0.032	4.211 (14)	1.202
17	伝七	1.200 (5)	0.659	2.809 (9)	0.519	0.109 (1)	0.020	4.009 (14)	1.178
18	茂右衛門	1.200 (4)	0.738	2.421 (8)	0.434	0.200 (1)	0.050	3.621 (12)	1.172
19	与右衛門	1.000 (4)	0.606	2.521 (7)	0.566	0.409 (1)	0.172	3.521 (11)	1.172
20	八十良	1.000 (4)	0.672	2.400 (8)	0.500	0.310 (1)	0.083	3.400 (12)	1.172
21	庄右衛門	1.129 (5)	0.742	2.708 (10)	0.425	0.115 (1)	0.023	3.907 (15)	1.167
22	十左衛門	1.100 (5)	0.646	2.317 (6)	0.480	0.120 (1)	0.050	3.417 (11)	1.126
23	茂兵衛	1.000 (5)	0.655	2.205 (8)	0.451	0.115 (1)	0.045	3.205 (13)	1.106
24	又左衛門	1.209 (6)	0.607	2.520 (7)	0.468	0.300 (1)	0.075	3.729 (13)	1.075
25	半右衛門	1.000 (5)	0.592	2.314 (8)	0.478	0.327 (1)	0.117	3.314 (13)	1.070
26	長兵衛	1.000 (6)	0.606	2.129 (7)	0.454	0.103 (1)	0.044	3.129 (13)	1.060
27	庄左衛門	1.100 (5)	0.662	2.413 (10)	0.397	0.116 (1)	0.038	3.513 (15)	1.059
28	久左衛門	1.000 (4)	0.645	2.118 (6)	0.406	0.210 (1)	0.058	3.118 (10)	1.051
29	八兵衛	1.001 (5)	0.624	2.207 (7)	0.414	0.115 (1)	0.060	3.208 (12)	1.038
30	五兵衛	1.000 (5)	0.593	2.202 (7)	0.429	0.214 (1)	0.074	3.202 (12)	1.022
31	長左衛門	1.000 (5)	0.606	2.226 (7)	0.369	0.209 (1)	0.058	3.226 (12)	0.975
32	孫兵衛	1.000 (6)	0.539	2.118 (6)	0.422	0.219 (1)	0.105	3.118 (12)	0.961
33	三右衛門	0.800 (4)	0.532	2.025 (9)	0.416	0.329 (1)	0.119	2.825 (13)	0.948
34	孫左衛門	0.900 (4)	0.572	2.019 (5)	0.369	0.216 (1)	0.063	2.919 (9)	0.941
35	六良兵衛	0.800 (4)	0.488	1.921 (4)	0.418	0.127 (1)	0.057	2.721 (8)	0.906
36	七右衛門	0.900 (4)	0.535	1.820 (7)	0.349	0.202 (1)	0.052	2.720 (11)	0.884
37	三良右衛門	0.800 (4)	0.486	1.923 (6)	0.392	0.304 (1)	0.094	2.723 (10)	0.878
38	加右衛門	0.800 (5)	0.472	1.804 (6)	0.402	0.121 (1)	0.068	2.604 (11)	0.874
39	次良左衛門	0.700 (3)	0.393	1.818 (7)	0.426	0.222 (1)	0.109	2.518 (10)	0.819
40	金右衛門	0.700 (4)	0.405	1.606 (5)	0.355	0.110 (1)	0.053	2.306 (9)	0.760
41	五良兵衛	0.700 (4)	0.434	1.821 (7)	0.319	0.114 (1)	0.059	2.521 (11)	0.753
42	六左衛門	0.700 (3)	0.401	1.920 (9)	0.349	0.118 (1)	0.040	2.620 (12)	0.750
43	長右衛門	0.800 (3)	0.453	1.522 (7)	0.290	0.111 (1)	0.034	2.322 (10)	0.743
44	宗十良	0.600 (3)	0.350	1.502 (4)	0.285	0.129 (1)	0.049	2.102 (7)	0.635
45	安兵衛	0.500 (3)	0.303	1.429 (5)	0.308	0.200 (1)	0.080	1.929 (8)	0.611
46	半四良	0.600 (3)	0.352	1.222 (4)	0.201	0.200 (1)	0.020	1.822 (7)	0.553
47	助左衛門	0.500 (3)	0.319	1.204 (5)	0.224	0.112 (1)	0.021	1.704 (8)	0.543
48	甚太良	0.500 (3)	0.292	1.228 (5)	0.250	0.129 (1)	0.059	1.728 (8)	0.542
49	清兵衛	0.400 (3)	0.236	1.202 (5)	0.237	0.109 (1)	0.033	1.602 (8)	0.473
50	金蔵	0.400 (2)	0.260	1.000 (5)	0.211	0.108 (1)	0.051	1.400 (7)	0.471
51	六右衛門	0.400 (4)	0.248	1.000 (5)	0.206	0.109 (1)	0.033	1.400 (9)	0.454
52	権兵衛	0.400 (2)	0.250	1.026 (5)	0.192	0.114 (1)	0.037	1.426 (7)	0.442
53	甚五良	0.400 (2)	0.269	0.817 (4)	0.165	0.022 (1)	0.022	1.217 (6)	0.434
54	半左衛門	0.400 (3)	0.268	0.904 (4)	0.153	0.015 (1)	0.013	1.304 (7)	0.421
55	半次郎	0.300 (2)	0.189	0.928 (5)	0.182	0.111 (1)	0.034	1.228 (7)	0.371
56	長三良	0.302 (2)	0.201	0.918 (5)	0.167	0.028 (1)	0.023	1.220 (7)	0.368
57	与兵衛			1.411 (5)	0.250	0.110 (1)	0.040	1.411 (5)	0.250
58	与三兵衛			1.125 (4)	0.246	0.108 (1)	0.032	1.125 (4)	0.246
59	作兵衛			0.815 (3)	0.195	0.120 (1)	0.050	0.815 (3)	0.195
60	善九良			1.001 (3)	0.185	0.115 (1)	0.008	1.001 (3)	0.185
61	徳蔵			1.203 (5)	0.180	0.026 (1)	0.026	1.203 (5)	0.180
	安養寺	0.622 (2)	0.377	7.211 (11)	1.278	0.316 (1)	無高	7.903 (13)	1.655
	神田	1.206 (2)	0.921					1.206 (2)	0.921
	郷蔵屋敷			0.020 (1)		0.020 (1)	無高	0.020 (1)	無高
	合計	77.600 (314) [77.602]	48.179 [48.184]	178.900 (505) [178.900]	34.266 [34.266]			256.500 (819) [256.502]	82.445 [82.450]

- 1) 元禄2年2月「風早嶋二神村田畑坪地組帳」(第1次19)より作成。
- 2) 「切替畑」(焼畑)の反別は含まれていない。
- 3) 合計は原文書の数字である。表中の合計は [ ] で示した。
- 4) 単位は、反別が町・反(小数点)・畝・歩、石高が石(小数点)・斗・升・合である。

の末家や又末家の家であり、二神家と強固な結びつきのある家であった。これらの六軒の家の所持高と二神家の所持高を合計すると三〇石余となり、先の一人当たり平均所持高を算出した数字を使えば、この七軒の家で全体の約四〇パーセントを占めることになる。この事實は、末家であるから田畑の所持高が少ないというわけではないことを明示する。むしろ、二神家にとっては、末家や又末家の家が村内有数の高持百姓であることが家同士の結束を維持、強化する重要な条件になったと理解すべきであろう。一般的には、末家や分家などと規定される家は、主家に対して何らかの上下関係が存在したと解釈されがちであるが、二神家と縁戚関係にある家の結びつきは、それぞれの家が村内で上位の所持高を有することで一層強化されていたと捉えた方が妥当であると思われる。一章でみた二神家を含む親族の養子縁組みの実態から判断すると、二神家で嫡男がいない場合には、末家から迎え入れる態勢を常に整えていたと想像される。ここでは、將軍家の「御三家」のような態勢が構築されてきたのではなからうか。その意味でも、末家、又末家の家が存続していくために、一定程度の所持田畑の保持が必要であったのである。ところで、表6を一瞥すると、とりわけ、田に関してはその反別に端数でない切りのよい所持反別となっていることに気づく。一筆ごとの田の面積を測量した場合、各人の所持する田の反別が、このような歩の単位で「〇〇」といった数字になることは想定しにくい。<sup>30</sup>明らかに作爲的な数字であり、一筆検地に基づいて設定された反別とは思われない。まさに、「算面のつくりもの」<sup>31</sup>であることはほぼ間違いない。次に検討する明和九年（一七七二）「風早嶋二神村田畑人別地寄帳」<sup>32</sup>や、そのもととなった「風早嶋二神村田畑野取地次順帳」<sup>33</sup>、先に利用した元禄二年（一六八九）では、このような切りのよい数値は出てこない。それゆえ、それが元禄期から明和期にかけて行われた検地の結果であると解釈されかねないが、両者の反別と石高はほとんど同じであり、決して一筆

検地の結果であると捉えることはできない。むしろ、端数のない反別を分筆したことにより歩の単位まで細かな数字が現れただけであり、本質的には元禄期の反別表示と違いはない。

そこで、元禄二年から八二年を経た明和九年「風早嶋二神村田畑人別地寄帳」をもとにして土地の所持状況を検討することにしよう。表7は、明和九年の全村の所持状況を示したものである。また、前出の元禄二年の表6と比較するために、分かる範囲で名請人の名前が照合できるものを表中の「元禄二年との相関」欄に掲げた。

元禄二年と比較すると、百姓数は元禄二年の六一人から八七人と増加した。また、安養寺と神田の反別、高とも変化はないが、郷藏屋敷の分が消えている。いずれも原文書で末尾に集計されている全反別、全石高とも変化はない。第一位の新四郎は二神家であり、当時の当主32代種章（新四郎）である。この「風早嶋二神村田畑人別地寄帳」には、表紙に「庄屋 新四郎種章在役」と記されており、この帳面の作成者が種章であったことが分かる。新四郎の所持田畑は三町五反二畝一步・一二石七斗五升一合である。元禄二年と比較しても二神家の所持状況に大きな変化はない。庄屋地もまったく同じである。所持高で見ると、やはり二神家が群を抜いているが、第二位弥左衛門（末家弥左衛門家）、第三位善藏（末家勘右衛門家）、第五位久助（末家久助家）、第七位半平（末家八十郎家）、第一二位平六（又末家平六家・末家藤兵衛家から別家）などは、いずれも二神家と末家、あるいは又末家の関係にある家である。また、第四位太兵衛は、その所持地の内容から、末家勘右衛門に關係する田畑を多く所持していることが確認される。第六位弥右衛門は元禄二年の助太夫（末家藤兵衛家）につながる土地を所持している。さらに、第二八位金三郎（末家孫三郎家）、第七三位忠次（又末家忠次家）、第七九位新六（末家助之丞家）など、比較的新しく二神家と關係を持った百姓が名を連ねる。ここでも、元禄二年と同様、二神家の末家・又末家の家が二神家

表7 明和9年 二神村田畑所持内訳

	田		畑		合計		元禄2年との相関
	反別	石高	反別	石高	反別	石高	
1 新四郎	11.000	7.697	24.211	5.054	35.211	12.751	1 源三良
① 新四郎支配地 文太郎	0.600	0.471	1.020	0.223	1.620	0.694	
② 新四郎支配地 彦四郎	0.612	0.476	1.217	0.208	1.829	0.684	
③ 新四郎支配地 忠次	0.610	0.435	1.115	0.248	1.725	0.683	
④ 新四郎支配地 庄左衛門	0.607	0.389	1.028	0.254	1.705	0.643	
⑤ 新四郎支配地 徳左衛門	0.304	0.333	0.519	0.131	0.823	0.464	
⑥ 新四郎支配地 甚七	0.317	0.271	0.606	0.123	0.923	0.394	
⑦ 新四郎支配地 三之助	0.304	0.260	0.519	0.131	0.823	0.391	
⑧ 新四郎支配地 市兵衛	0.306	0.196	0.923	0.188	1.229	0.384	
⑨ 新四郎支配地 半三郎	0.306	0.260	0.628	0.112	1.004	0.372	
⑩ 新四郎支配地 善藏	0.303	0.229	0.509	0.123	0.812	0.352	
⑪ 新四郎支配地 六藏	0.306	0.213	0.611	0.131	0.917	0.344	
⑫ 新四郎支配地 才右衛門	0.302	0.227	0.510	0.107	0.812	0.334	
⑬ 新四郎支配地 半次郎	0.401	0.184	0.612	0.130	1.013	0.314	
⑭ 新四郎支配地 半助	0.326	0.166	0.611	0.131	1.007	0.297	
⑮ 新四郎支配地 又右衛門	0.304	0.159	0.608	0.123	0.912	0.282	
⑯ 新四郎支配地 与七	0.306	0.161	0.517	0.119	0.823	0.280	
⑰ 新四郎支配地 甚右衛門	0.326	0.180	0.518	0.095	0.914	0.275	
⑱ 新四郎支配地 市郎右衛門	0.306	0.161	0.507	0.111	0.813	0.272	
⑲ 新四郎支配地 太郎兵衛	0.300	0.150	0.715	0.115	1.015	0.265	
⑳ 新四郎支配地 甚助	0.306	0.139	0.527	0.115	0.903	0.254	
新四郎当テ作 才右衛門	0.711	0.378	0.911	0.151	1.622	0.529	
庄屋地 新四郎	2.000	1.600			2.000	1.600	庄屋地
2 弥左衛門	2.923	1.876	6.006	1.141	8.929	3.017	6 弥左衛門
3 善藏	3.025	1.498	7.007	1.354	10.102	2.852	2 勘右衛門一部
4 太兵衛	2.111	1.533	4.918	1.062	7.029	2.595	2 勘右衛門
5 久助	2.905	1.394	6.101	1.100	9.006	2.494	5 太左衛門
6 弥右衛門	1.414	0.955	3.223	0.680	4.707	1.635	3 助太夫一部
7 半平	1.506	0.876	3.301	0.709	4.807	1.585	38 加右衛門
8 金右衛門	1.619	0.991	2.705	0.567	4.324	1.558	40 金右衛門
9 七郎右衛門	1.226	0.722	3.227	0.660	4.523	1.382	10 七郎右衛門
10 理左衛門	1.100	0.623	3.004	0.612	4.104	1.235	13 佐次兵衛
11 忠助	1.115	0.791	2.129	0.427	3.314	1.218	44 宗十郎
12 平六	0.914	0.499	3.608	0.689	4.522	1.188	
13 十左衛門	1.100	0.646	2.317	0.480	3.417	1.126	22 十左衛門
14 与兵衛	1.013	0.622	2.606	0.472	3.619	1.094	7 与兵衛
15 七郎兵衛	1.324	0.797	1.608	0.282	3.002	1.079	4 七良兵衛
16 半三郎	1.006	0.822	1.515	0.254	2.521	1.076	14 四郎右衛門
17 半右衛門	1.000	0.592	(2.304)	(0.468)	(3.304)	(1.060)	25 半右衛門
18 金五郎	1.014	0.580	2.219	0.422	3.303	1.002	17 伝七
19 権平	0.822	0.554	2.020	0.441	2.912	0.995	8 仁右衛門
20 九郎兵衛	1.108	0.641	1.714	0.316	2.822	0.957	
21 久左衛門	1.000	0.647	1.411	0.285	2.411	0.932	28 久左衛門
22 源七	0.828	0.568	(2.026)	(0.359)	(2.924)	(0.927)	47 助左衛門
23 七左衛門	0.803	0.533	(2.014)	(0.391)	(2.817)	(0.924)	50 金藏
24 市右衛門	0.727	0.541	1.806	0.355	2.603	0.896	11 七左衛門
25 孫兵衛	0.915	0.469	(2.219)	(0.418)	(3.204)	(0.887)	32 孫兵衛
26 三右衛門	0.725	0.472	2.225	0.413	3.020	0.885	33 三右衛門
27 権六郎	0.800	0.488	1.827	0.393	2.627	0.881	35 六良兵衛
28 金三郎	0.716	0.409	2.602	0.435	3.318	0.844	1 源三良の出
29 柞兵衛	1.022	0.527	1.810	0.313	2.902	0.840	41 五良兵衛
30 市兵衛	0.707	0.485	1.626	0.345	2.403	0.830	9 喜左衛門
31 半八	1.011	0.460	2.104	0.363	3.115	0.823	43 長右衛門
32 長作	0.822	0.514	2.226	0.288	3.118	0.802	
33 喜左衛門	0.723	0.506	1.310	0.291	2.103	0.797	9 喜左衛門
34 与次兵衛	0.818	0.558	1.303	0.230	2.121	0.788	12 勘左衛門
35 角左衛門	0.801	0.493	1.029	0.291	2.620	0.784	21 庄右衛門
36 長九郎	0.812	0.589	1.026	0.179	1.908	0.768	31 長左衛門一部
37 長七	0.500	0.292	3.103	0.472	3.603	0.764	48 甚太良
38 忠次郎	0.718	0.416	1.919	0.346	2.707	0.762	34 孫左衛門
39 六左衛門	0.700	0.401	1.908	0.345	2.608	0.746	42 六左衛門
40 与三兵衛	0.329	0.269	2.400	0.425	2.729	0.694	15 五左衛門
41 七兵衛	0.513	0.418	1.513	0.271	2.026	0.689	3 助太夫一部
42 六兵衛	0.628	0.399	1.219	0.280	1.917	0.679	
43 又右衛門	0.624	0.436	1.301	0.241	1.925	0.677	18 茂右衛門
44 徳藏	0.827	0.434	1.216	0.241	2.113	0.675	
45 市郎右衛門	0.312	0.247	2.216	0.411	2.528	0.658	
46 半六	0.617	0.358	0.923	0.290	1.610	0.648	46 半四郎
47 左次右衛門	0.527	0.345	1.401	0.294	1.928	0.639	
48 与八	0.523	0.501	0.917	0.137	1.510	0.638	39 次良左衛門
49 左次兵衛	0.620	0.370	1.406	0.265	2.026	0.635	13 佐次兵衛
50 徳左衛門	0.713	0.382	1.305	0.234	2.018	0.616	

		田		畑		合 計		元禄2年との相関
		反 別	石 高	反 別	石 高	反 別	石 高	
51	安 兵 衛	0.500	0.303	1.429	0.308	1.929	0.611	45 安 兵 衛
52	三 之 助	0.510	0.341	(1.229)	(0.265)	(1.809)	(0.606)	26 長 兵 衛
53	茂 兵 衛	0.422	0.332	1.123	0.254	1.615	0.586	23 茂 兵 衛
54	六 右 衛 門	0.400	0.248	1.510	0.293	1.910	0.541	51 六 右 衛 門
55	与 左 衛 門	0.521	0.345	0.900	0.190	1.421	0.535	29 八 兵 衛
56	与 右 衛 門	0.403	0.261	1.120	0.272	1.523	0.533	19 与 右 衛 門
57	長 左 衛 門	0.500	0.407	0.814	0.121	1.314	0.528	16 与 三左衛門
58	長 左 衛 門	0.418	0.317	1.200	0.190	1.618	0.507	31 長 左 衛 門
59	庄 左 衛 門	0.420	0.256	1.422	0.250	1.912	0.506	27 庄 左 衛 門
60	吟 右 衛 門	0.415	0.285	1.025	0.218	1.510	0.503	34 孫 左 衛 門一部
61	五 兵 衛	0.411	0.295	1.013	0.207	1.424	0.502	30 五 兵 衛
62	幸 七 衛	0.508	0.323	1.015	0.175	1.523	0.498	5 太 左 衛 門一部
63	八 兵 衛	0.410	0.279	1.110	0.215	1.520	0.494	29 八 兵 衛
64	勘 兵 衛	0.513	0.309	1.226	0.175	1.326	0.484	16 与 三左衛門一部
65	又 左 衛 門	0.426	0.225	1.215	0.233	1.711	0.458	24 又 左 衛 門
66	文 七 衛	0.400	0.268	1.107	0.188	1.507	0.456	54 半 左 衛 門
67	権 兵 衛	0.400	0.250	1.210	0.198	1.610	0.448	52 権 兵 衛
68	万 右 衛 門	0.400	0.243	0.825	0.194	1.225	0.437	37 三 良右衛門
69	千 之 助	0.325	0.305	0.425	0.130	0.820	0.435	3 助 太 夫一部
70	六 藏 助	0.229	0.138	1.522	0.289	1.821	0.427	
71	五 郎 助	0.501	0.178	1.319	0.232	1.820	0.410	
72	甚 介	0.324	0.305	0.410	0.090	0.804	0.395	3 助 太 夫一部
73	忠 次 郎	0.126	0.187	0.809	0.161	1.005	0.348	20 八 十 良
74	又 四 郎	0.301	0.182	0.911	0.134	1.212	0.316	53 甚 五 郎
75	藤 兵 衛	0.202	0.086	0.926	0.128	1.128	0.214	3 助 太 夫一部
76	仁 兵 衛			0.912	0.209	0.912	0.209	
77	甚 助			0.101	0.185	0.101	0.185	
78	九 郎右衛門			0.524	0.127	0.524	0.127	3 助 太 夫一部
79	新 六 郎			0.217	0.083	0.217	0.083	
80	半 次 郎			0.420	0.075	0.420	0.075	
81	庄 助			0.205	0.065	0.205	0.065	
82	好 右 衛 門			0.117	0.047	0.117	0.047	
83	新 介			0.124	0.045	0.124	0.045	
84	甚 右 衛 門			0.120	0.042	0.120	0.042	
85	彦 四 郎			0.027	0.023	0.027	0.023	
86	文 太 郎			0.010	0.010	0.010	0.010	
87	政 五 郎			—	—	—	—	
	安 養 寺	0.622	0.377	7.211	1.278	7.903	1.655	安 養 寺
	神 田 作 主	1.206	0.921			1.206	0.921	神 田
	合 計	77.600 [77.600]	48.179 [48.180]	178.900 [178.015]	34.266 [34.241]	256.500 [255.615]	82.445 [82.421]	

- 1) 明和9年5月「風早嶋二神村田畑人別地寄帳」(第1次67)より作表。
- 2) 貼紙などが剥がれていて不明な部分は、明和9年5月「風早嶋二神村田畑野取地次順帳」(第1次66)で補った。その場合、( )で掲示した。なお、87の政五郎の分は、「風早嶋二神村田畑野取地次順帳」に名前がないので不明である。
- 3) 「切替畑」(焼畑)の反別は含まれていない。
- 4) 単位は、反別が町・反(小数点)・畝・歩、石高が石(小数点)・斗・升・合である。
- 5) 合計は原文書中に集計されている数字である。なお、表中の合計は[ ]で示した。

に次ぐ土地所持規模を示すとともに、規模は小さいが又末家なども出現しており、二神家を取り巻く新たな家として位置づけられる。続いて、新四郎の所持地のうち、「新四郎当テ作」と「新四郎支配地」と記載された土地と百姓との関係について検討してみよう。「新四郎当テ作」は才右衛門一人のみで、「新四郎支配地」は①文太郎から②甚助まで二人存在する。「新四郎当テ作」については、必ずしもその性格を規定しえないが、用語から判断すれば、他人の土地の耕作を請け負う、いわゆる「請作」といった関係を指すものと考えられる。この才右衛門は、後述する「新四郎支配地」のところにも名を連ねる。したがって、二神家とつながりのある家であったことは間違いない。

次に、「新四郎支配地」については、一部を引用して分析する。「名寄帳」の「新四郎支配地」の記載部分で最初に出てくる⑥甚七を事例として取り上げてみよう。

新四郎支配地  
甚 七

十代 西脇助大夫作四畝廿五歩内  
一畝六歩  
高彦斗式升

六代 よし浦七郎兵衛作七畝廿八歩内  
一 壹畝拾歩

高八升

四代 西脇長三郎作  
一 拾三歩

高壹升七合

九代 荒れ源三郎庄右衛門作七畝八歩内  
一 拾八歩

高五升四合

高式斗七升壹合

小以三畝拾七歩 田方

(貼紙) 高壹斗貳升三合

一 六畝六歩 畑方

高合三斗九升四合

田畑合九畝貳拾三歩

一筆目の田を例に取ると、「西脇」は字名であり、「助太夫作四畝廿五歩」とあるのは、以前の土地台帳に記載されている所持者が助太夫であり、その反別は四畝二五歩である。この田を含め、⑥甚七には田反別三畝一七歩、高二斗二升一合が与えられた。また、畑については一筆ごとの記載はなく、貼紙で反別六畝六歩、高一斗二升三合であることが示されている。田畑合計もその貼紙に反別九畝二三歩、高三斗九升四合と集計がなされる。いずれも計算は合っている。この引用部分から、二神家

より与えられた⑥甚七の土地の実態の一端が把握できる。他の一九人の者についても同様である。このように「新四郎支配地」とは、「名寄帳」に記載されている新四郎の所持田畑のうちから与えられた土地のことをいう。そのことを裏付けるため、新四郎の所持田畑の一部を引用してみよう。⑥甚七分と照合させるために抜き出したものが、次の引用箇所である。ここでも、一部を抜き出しただけでなく、その順序も適宜入れ換えていることを断っておきたい。

新四郎

十代 西脇助太夫作内  
一 四畝貳拾五歩

高四斗八升三合

六代 よし浦七郎兵衛作内  
一 七畝貳拾八歩

高四斗七升六合

四代 孫兵衛長三郎金藏太右衛門半次郎喜右衛門  
又右衛門作五畝廿八歩内長三郎分  
一 拾三歩

高壹升七合

九代 荒れ少右衛門源三郎作七畝八歩内少左衛門分  
一 壹畝貳拾歩

高一斗五升

例えば、⑥甚七に与えられた「西脇」「十代」の一畝六歩・一斗二升の田は、新四郎所持田の「西脇」「十代」の四畝二五歩、四斗八升三合の田と対応する。その田の一部が分筆されて甚七に与えられたのであ

る。また、「西脇」「四代」の一三歩、一升七合の田は、全部が甚七に与えられている。二〇人分の「新四郎支配地」の田畑合計は、二町二反三畝二二歩・石高七石九斗七升八合となる。庄屋地を除く新四郎の所持田畑は、前出の表6にあるように三町五反二畝一歩・一石七斗五升一合であった。およそその半分が二〇人に与えられた計算になる。

それでは、「新四郎支配地」を与えられた百姓はどのような立場の者たちであったのであろうか。二〇人のうち、③忠次と⑩善蔵は、名前を突き合わせると「又末家忠次家」、「末家勘右衛門家」にそれぞれ結びつく。③忠次は末家半平の嫡子であり、半平は「末家八十郎家」につながる者であり、二神家当主30代種永（新四郎）の五男である。また、⑩善蔵は「末家勘右衛門家」につながる者であり、二神家と特別関係の深い家であったことは前述した通りである。また、⑨半三郎（表7では名請人第一六位）、②彦四郎（同第八五位）、⑳甚助（同第七七位）、⑰甚右衛門（同第八四位）、⑪六蔵（同第七〇位）、⑬半次郎（同第八〇位）、④庄左衛門（同第五九位）の七人については、表7にも名請人として名前が出てくる。「新四郎支配地」を与えられた二〇人のうち、同表に名請人として名前のある者は、第一六位の⑨半三郎を例外として、総体的に所持高順位は低く、所持石高が少ないのが特徴である。とくに、前述したように⑬半次郎は、二神家の土地を「給畑」として与えられている者である。

このように、「新四郎支配地」を与えられた者は、末家・又末家につながる者、名請人としてその名が検地帳にも登場する者、名請人としてにはまったく現れない者の三類型に分類される。いずれも中世から一定のつながりがあり、近世に入って変容を遂げつつも、依然として二神家と何らかの結びつきがあった家であるとも考えられる。それは、「新四郎支配地」を配分するときの分与の内容をみれば明らかになる。三例を選び出して、表8で論証してみたい。

表8 明和9年 二神家の「新四郎支配地」の分与の事例

	西脇4畝25歩の田		吉浦7畝28歩の田		荒れ7畝08歩の田	
	反別	石高	反別	石高	反別	石高
⑥ 甚七	反 0.106	石 0.120	反 0.110	石 0.080	反 0.018	石 0.054
③ 忠次	0.106	0.120	0.110	0.080	0.020	0.060
⑨ 半三郎	0.106	0.120	0.110	0.080	0.020	0.060
② 彦四郎	0.107	0.123	0.109	0.078	0.020	0.060
⑳ 甚助			0.021	0.042	0.020	0.060
⑰ 甚右衛門			0.128	0.116		
⑪ 六蔵					0.020	0.060
⑮ 又右衛門					0.020	0.060
⑯ 与七					0.020	0.060
⑱ 市郎右衛門					0.020	0.060
④ 庄左衛門					0.020	0.060
合計	0.425	0.483	0.728	0.476	0.708	0.654

1) 明和9年5月「風早嶋二神村田畑人別地寄帳」（第1次67）より作成。

2) 番号は、表7で付したものである。

3) 単位は、反別が町・反（小数点）・畝・歩、石高が石（小数点）・斗・升・合である。

二神新四郎が所持する西脇の四畝二五歩・高四斗八升三合の田は、検地帳でも全反別が新四郎の名請となっているが、「新四郎支配地」の者に対して、それぞれ分割して与えられている。表8からもうかがわれるように、⑥甚七、③忠次、⑨半三郎の三人に、反別一畝六歩、高一斗二升ずつが分与されている。そして、②彦四郎には一畝七歩・一斗二升三合が分与された。一律一畝六歩・一斗二升を分与するのが基本であり、一人の一步・三合との違いは数値を調整したために生じたものにすぎない。次の吉浦七畝二八歩についても同様で、五人に分与された反別と石

高には差があるが、三人に分与された一畝一〇歩・八升の数値が基本であった。最後の荒れ七畝八歩の田については、一〇人の者に分与されたが、典型的な均等分与を示す数字となっている。対象者は一〇人であるが、分与数は⑨彦四郎に二口が分与されているので一口となる。九人・一〇口が一律二〇歩・六升の分与で、一人⑥甚七だけが一八歩・五升四合となっている。これも調整のために生じた差であったのは明らかである。ここで取り上げた三例とも、均等分与を基本として「新四郎支配地」が与えられていたことが実証される。

「新四郎支配地」は、あくまでも二神家が所持する田畑の中から分与されるものである。前出の表7は、才右衛門が「新四郎当テ作」として一反六畝二二歩・五斗二升九合の田畑を請作していた事実を示している。「当テ作」は「宛作」のことであり、請作関係を示す用語と理解して大過なからう。この「当テ作」として請作すること、「新四郎支配地」を分与されることとは、明らかに性格を異にする。しかし、「新四郎支配地」を分与される者が、二神家とどのような関係で田畑を耕作したのかは未解明のままである。先の二章で引用した史料中（表3の基礎史料）には、「家頼」などへ与えた田を差し引いた残分が田の「手作」（自作）であると算定している箇所があった。その反別は一町五畝二歩であり、「新四郎支配地」のうち田の合計は七反八畝二歩であるから、計算上では実際の自作部分はかなり少なくなる。したがって、「新四郎支配地」の耕作を自作と想定するなら、「新四郎支配地」を分与された者たちは二神家の経営において自作部分を担った者たちであったとも考えられる。今後、さらに精査する必要がある。

こうして、前章で検討した末家が土地所持規模において上位に位置する者たちであったのに対し、「新四郎支配地」を耕作する者たちは、名請人として検地帳に登載されず、あるいは、登載されてもきわめて小規模の者たちであったことが確認できた。しかし、「新四郎支配地」の分

与を受けた二〇軒の家が、二神家との関係で従属関係にあったとは断定しがたい。むしろ、田畑所持規模の上位者とは末家関係を維持、強化し、下位者とは「新四郎支配地」などを分与してそれらの家の存続を可能にしようとしたと考えられる。ここに、土地を介在とした家同士の結合のあり方をうかがい知ることができるのである。

### まとめに代えて

以上、中世に海の民として活動した二神家の近世的対応について、土地所持のあり方と関連させながら検討を加えてきた。その結果、二神島における二神家の地位は、単に百姓身分というより、武士と百姓の間的な性格を有した家であったといえる。正保年間に28代当主二神種忠（八右衛門）が初めて庄屋に就任するなど、二神家は近世の村の行政を担う存在となるが、近世当頭においては、むしろ中世的な性格を色濃く残していた家であった。このような中世に集団の中核にあった家が、近世に入っても一定の勢力を維持するような家が存在したことは、これまでの研究でも多く指摘されている。能登の「扶持人」や紀州藩の「地士」などは、その代表的なものである。彼らは、近世村落において経営面でも行政面でも中心的な立場に立って、村落の維持、運営に当たった。二神村では二神家はその立場にあり、行政面のみならず、家制度の面でも中世からつながる家同士の結合を保持しつつ、近世的な関係を構築していくようになる。

制度的には百姓身分でありながら、親族を松山藩の家臣らと養子縁組みや婚姻関係を結んで藩との関係を強化している。一方で、瀬戸内海の島々に居住する旧水軍の村上家臣や、二神一族として二神氏との関係の強い家との縁組みを行っている点は、中世から連なる家同士の関係を保持し、さらなる結束を目指すとする現れであったと理解できる。こうした縁戚関係の構築は、近世的な対応として位置づけられるであろう。

また、島内では末家、又末家、さらに「家頼」などとの結びつきが、土地を介在して行われた。末家といっても、その多くが土地所持高において二神家に次ぐ上位に名を連ねる者たちであった。「家頼」も二神家から二反余の土地を分与されており、妙見神の祭事には執行者として取りたてられたり、二神家の「歳男」を勤めたりするなど、二神家との結びつきは特別強い。こうした事実を考えると、「家頼」をはじめ末家、又末家と二神家との間には主従の関係があったとは想定しにくい。とくに、「家頼」は、これまでのイメージと大きく異なる。

さらに、二神家には「新四郎支配地」と称される土地があった。その土地は二〇人に分与されている。その中の数人は村の検地帳の名請人にもなっているが、総体的に所持規模は小さい。そして、一筆ごとの分与の内容をみると、均等分与が基本である。そこには、中世の家同士の関係が近世に継続したと捉える条件が整っている。ただ、即断は許されず、二神家が所持する土地の性格と、分与される者との関係をさらに詳細に分析する必要がある。いずれにせよ、中世に「海の領主」として君臨した二神家は、近世に入ると土地を介在としながら、中世から結びついてきた家同士の結束を図る一方で、庄屋に就任して村の行政を中心に担う存在へと変容を遂げていく。

ところで、各百姓の所持反別から判断しても、農業専業で生業が成り立っているとは到底考えられない。漁業や廻船業など海に関する生業があったと思われるが、本稿では直接海の視点は入っていない。事実、廻船業に関しては、文政十三年（一八三〇）の「寅歳風早嶋二神村現船改帳」<sup>②</sup>には、八端帆の永清丸（九反帆五三石・長右衛門）と永若丸（九反帆・五五石・武兵衛）の「活船」が二艘、六端帆五艘（いずれも三枚帆）、橋舟四三艘の合計五〇艘の廻船と所有者の名前が書き上げられている。また、安政六年（一八五九）「未年御用二神村浦水主賃銭勘定帳」<sup>③</sup>には、「一六拾五匁 吟右衛門 五月十三日払大坂行水主壱人賃銭」な

どと水主に支払われた賃金が記されている。支払いの対象となった水主には、吟右衛門をはじめ半平、金助など二〇人が名を連ねる。なお、吟右衛門は、この「勘定帳」の末尾に庄屋英左衛門、組頭半三郎とともに組頭として連署している。明和九年の表7には吟右衛門の名前があるが、所持高は六〇位の五斗三合とその規模は小さい。これら二史料の中で廻船主と水主の名前が照合可能なのは二〇人のうち七人である。親から子供に名前が継承されていない例もあって、同じ家でも確認できない分もある。ただ、水主と廻船主が重なる部分が多いので、廻船業を主たる生業としていた者が存在したことが裏付けられる。廻船業を営む家にとっては、土地を所持することは却って生業の足枷となり、したがって、所持高の少なさはそうした事情が背景にあったものと推測される。海の視点を入れた分析が不可欠なことは言及するまでもない。今後の課題としたい。

#### 注

(1) 二神島や二神氏に関する研究は、これまでもさまざまな角度から進められてきた。景浦勉「二神氏の出自とその動静について」『大山積神社関係文書』、伊予史料集成刊行会、一九九七年）、石野弥栄「河野氏の守護支配と伊予海賊衆」〔愛媛県歴史文化博物館 研究紀要〕第一号、一九九六年）、同「河野氏の時代と二神氏」『海の民 ふたがみ』第三号、二〇〇一年）、福川一徳「伊予二神氏と二神文書」〔四国中世史研究〕第六号、二〇〇一年）など分厚い蓄積がある。

さらに、二神英臣「二神通範とその周辺」〔海の民 ふたがみ〕第一号、二〇一〇年）を始め、豊田渉や網野善彦などの研究報告を収載した二神系譜研究会発行『海の民 ふたがみ』の諸号には、二神氏に関するすぐれた論考が収められている。加えて、神奈川大学日本常民文化研究所で断続的に行われた二神島の調査研究の成果としても、網野善彦「伊予国二神島をめぐって」〔歴史と民俗〕第一号、平凡社、一九八六年）、西和夫「二神島と由利島の建築―一九九五年度の調査結果について」〔歴史と民俗〕第一三三号、平凡社、一九九六年）、橘川俊忠・関口

博巨「二神司朗家文書の整理と研究」(『海の民 ふたがみ』第五号、二〇〇三年)のうち、関口「石手寺と二神島安養寺の本末関係の形成」、白水智「二神家伝来の古銭について」(『歴史と民俗』第一三三号、平凡社、一九九六年)、永井久美男「近世銭貨の流通―二神家伝来古銭の調査を中心として―」(『歴史と民俗』第一四〇号、平凡社、一九九七年)、関口博巨「近世の二神家と二神島」(『忽那諸島の歴史を訪ねて』、松山市教育委員会、二〇一二年)など多数の著作が生まれている。

(2) 近世の村には百姓身分でありながらも、土分的な性格を有した家が存在することもあった。例えば、加賀藩の「扶持人」、紀州藩の「地主」などがそれに比定されるであろう。「扶持人」については、和嶋俊二「加賀藩の初期十村の成立」(若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』、名著出版、一九八〇年。本論文は『奥能登の研究』、平凡社、一九九七年に再録)に詳しい。また、「地主」については、田上繁「小山村家文書について 二、近世文書と近世の小山村」(神奈川大学日本常民文化研究所編『歴史と民俗』第六号、平凡社、一九九〇年)で、中世の「海賊」―水軍の系譜をひく紀伊国古座の小山村が、和歌山藩主徳川頼宣から地主に任命されことに触れている。また、神奈川大学日本常民文化研究所編『紀州小山村家文書』(日本評論社、二〇〇五年)に収録された史料には、周参見組、江田組、古座組、三尾川組、四番組、奥熊野本宮組などの地主姓名が書き上げられている。

これら武士と百姓との中間に位置するような家の存在は早くから注目されており、とくに、士分格とみなされる「郷士」に関する研究は豊富である。代表的なものとしては、小野武夫『郷土制度の研究』(大岡山書店、一九二五年)や、桑波田興「薩摩藩郷士の家臣的性格」(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』、西日本文化協会、一九七〇年)、秀村選三「薩摩藩郷土守屋家研究の課題と展望」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』、西日本文化協会、一九七六年)、平尾道雄「土佐藩」(『日本歴史叢書』一二、吉川弘文館、一九六五年)などが挙げられる。

(3) 安永四年(一七七五)の年号がある由利島の由利明神(矢立大明神)棟札には、二神新四郎種章の肩書きが「二神村荘官」と記されている。

(4) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提一、二」(『歴史学研究』一六三、一六四号、一九五三年)などの論文で提起され、それ以後、安良城の主張は、『幕藩体制社会の成立と構造』(御茶の水書房、一九五九年)に代表されるいくつかの著書にまとめられている。さらに、佐々木潤之

介『幕藩権力の基礎構造』(御茶の水書房、一九六五年)を始め、近世社会の基礎構造を分析する論者が数多く発表され、後続の近世史研究者の多くがこの理論を基礎にして学会を主導してきた。この問題に関してはさまざまな角度から追究され、脇田修『織田政権の基礎構造』(東京大学出版会、一九七五年)、三鬼清一郎『太閤検地と朝鮮出兵』(『岩波講座日本歴史』九、一九七五年)などの研究がある。

(5) 田上繁「前田領における検地の性格」(『史学雑誌』第一〇二編第一〇号、一九九三年)。田上は、近世における「石高」を年貢高と捉え、豊臣秀吉は「太閤検地」によって直接生産者の生産高を掌握し、その余剰部分をすべて収奪する体制を創り出したとする従来の生産高説に真正面から反論した。また、池上裕子「織豊検地論」(『永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』、東京大学出版会、一九八八年)でも、中世から近世の「石高」の問題を分析しているが、斗代の一石五斗は「年貢」高の標準値を示す数字であるとした点は卓見である。この石高制の問題を取り上げた研究としては、松下志朗『幕藩制社会と石高制』(『塙書房』、一九八四年)、本多隆成『近世初期社会の基礎構造』(吉川弘文館、一九八九年)、丑木幸男『石高制確立と在村構造』(文献出版、一九九五年)、中野等『慶長期の石高制について―筑後田中領検討―』(『地方史研究』二四〇号、一九九二年)、田中誠二『近世の検地と年貢』(『塙書房』、一九九六年)、秋澤繁「太閤検地」(『岩波講座日本通史』一一、一九九三年)、田上繁「天正期の枡と検地―前田領を中心にして―」(神奈川大学日本常民文化研究所編『歴史と民俗』第四号、平凡社、一九八九年)など多数ある。

(6) 田上繁「前田領における「免」に関する試論」(神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家 研究編』2、平凡社、二〇〇一年)や同「近世地方書にあらわれる高と免に関する一考察」(神奈川大学日本経済史研究会編『日本地域社会の歴史と民俗』、雄山閣、二〇〇三年)で分析されている。また、中口久夫「免」の意味変化について(『日本歴史』一九九三年三月号)。「免」の意味が「損面率」から「物成率」へと転化する過程を解明した、中口の論旨に共鳴するところが大きい。とくに、近世の「高」を年貢高とみなす中口の主張から多くの示唆を得た。しかし、「免」の意味変化の問題を考察する場合、言語学的な解釈論を一步進めて、なにゆえ、免の転化がもたらされたかという、収納形態の側面からアプローチする必要があろう。

(7) 二神司朗家文書第一次103。

- (8) 二神家に伝存する各種の系図には、いずれも二神家の出自を長門国の豊田氏としている。
- (9) 二神司朗家文書第一次76。
- (10) 同右第一次374―1。
- (11) 同右第一次103。
- (12) 同右無番号。
- (13) 二神司朗家文書第一次90。
- (14) 関口博巨「日本常民文化研究所と二神司朗家文書」『海の民 ふたがみ』創刊号、二〇〇〇年。
- (15) 二神司朗家文書第一次69。
- (16) 同右第一次72―2。なお、年代は、他に包紙(第一次72―0)が伝わるので安永八年と判明する。
- (17) 同右第一次79―1。
- (18) 同右第一次65。
- (19) ここでいう「切替畑」とは焼畑のことを指す。「切替畑」は石高が設定されなかったため、検地帳など公的な土地関係文書には記載されない。
- (20) 庄屋地は、庄屋に就任した家に与えられる土地である。松山藩の土地制度であり、必ずしも中世の本貫地として保有されたものではないようである。
- (21) 「二神氏田畑地寄帳」には、本田畑、庄屋地、切替地のほかにも、「古作并買地之内売置請返之分天明八申二月より相増」分として、田二反一二歩・一石一斗一升七合、畑三反三畝二歩・五斗三升一合があったことを記している。
- (22) 原文書に記されている合計高と表中の数値を集計した合計高には若干の誤差が生じる。当時、本文書を作成するときに誤記されたり、あるいは、計算違いがあったとも考えられるが、村と領主の関係では公的な村高や反別の数値で年貢などが算定されるので、本稿でも大きな誤差はないことから、原文書で集計されている合計が記載されているときには、その数値を使用することにする。
- (23) 従来の研究では、中世において年貢高を表していた「斗代」が、近世では突如として「生産高」を示す用語として捉えられるようになる。ところが、検地条目を分析しても、例えば、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗などと等級別地目の石高が記されるだけで、「有米」や「収量」を示すような用語は一

切ない。前出注2で説明を加えたように、斗代は年貢高と把握する方が妥当と考えられる。

- (24) 『愛媛県史』(資料編 近世上、愛媛県史編さん委員会、一九八四年)。
- (25) 同右。
- (26) 同右。
- (27) 二神司朗家文書第一次66。
- (28) 松山藩の土地制度に「地坪法」というものがある。『松山市史』(第二巻、近世、松山市史編集委員会、一九九三年)には、次のように説明されている。
- 定免法(春免)による徴税の基盤を固めたのが「地坪法」(農地割替)である。その内容は一村内の土地をすべて村民の共同保有の建前としたうえで、村中立会いのもとで土地の丈量・品付・石盛を行い、まず寺院社地・役地を居地(すわりち)として、いちおう地割の対象から除いておいて、残りの土地を土質・水利・交通運搬などの良否利便を考慮して十数段階に区分した。……この区分した土地をいろいろに組み合わせ、平均した用益単位を作成したうえ、これを鬮取り法によって、村民各自の従来の持ち高に応じて村民に分配割り付けがなされた。
- これは一種の割地制度であり、一部除外される土地もあったが、土地は一村持ちとして鬮取りによって各百姓に配分された。ただ、二神家の所持地の推移を元禄二年(一六八九)と明和九年(一七七二)で比較したところ、大部分が同じ土地を所持していることが判明した。今後、精査しなければならぬ問題である。
- (29) 二神司朗家文書第一次19。
- (30) 田上繁「近世初期検地の性格と村落」(渡辺尚志・長谷川裕子編『中世・近世土地所有史の再構築』、青木書店、二〇〇四年)。奥能登の時国村(幕府領と加賀藩領の二給村)のうち、幕府領の時国家では貞享二年(一六八五)の字別歩数は一五五〇歩、二九〇〇歩など、歩の単位ですべて端数でない切りのよい数値となっている。明らかに作為的な歩数であることが分かる。
- (31) 秀村選三「石高制に関する二つの問題」『経済学研究』二九―二、一九六三年)。早くから「石高」は作為的なもの、つまり「算面のつくりもの」であることを指摘している。
- (32) 二神司朗家文書第一次67。
- (33) 同右第一次66。

- (34) 元禄二年（一六八九）の土地台帳である。したがって、元禄二年以後は、明和九年（一七七二）まで検地が行われなかったことになる。
- (35) 二神司朗家文書第一次99。
- (36) 同右第一次144。

【付図】 二神氏縁戚家の系譜

(二神家司朗家文書 第1次76)

(表紙)

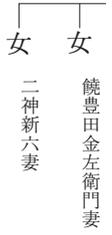
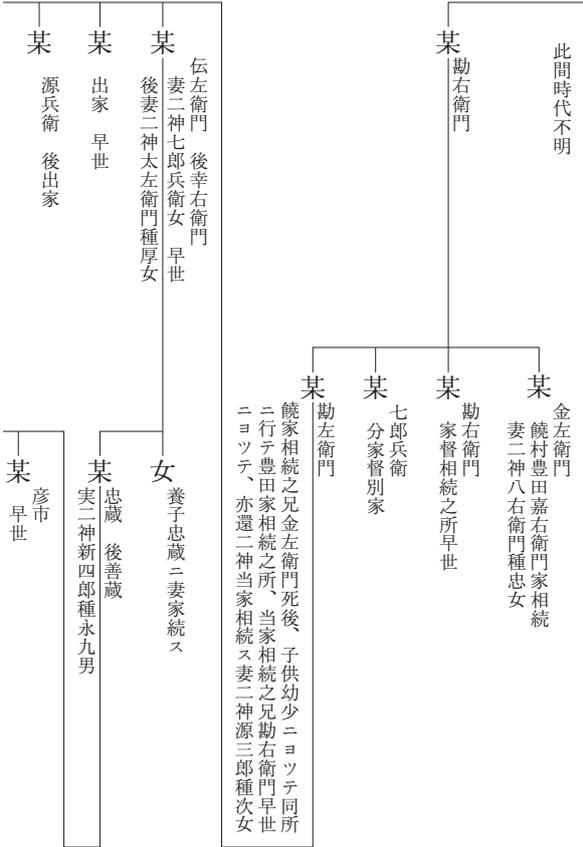
一 于時安永十辛丑年正月吉日

二神氏末家之次第

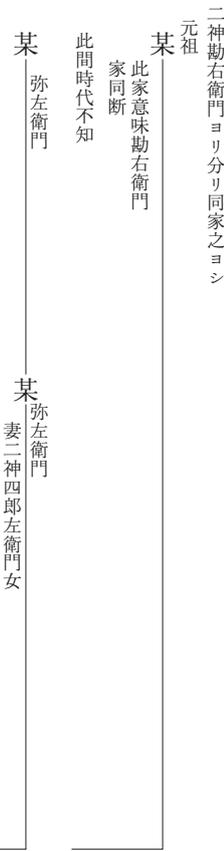
二神藤右衛門種章尋古記改之

勘右衛門家

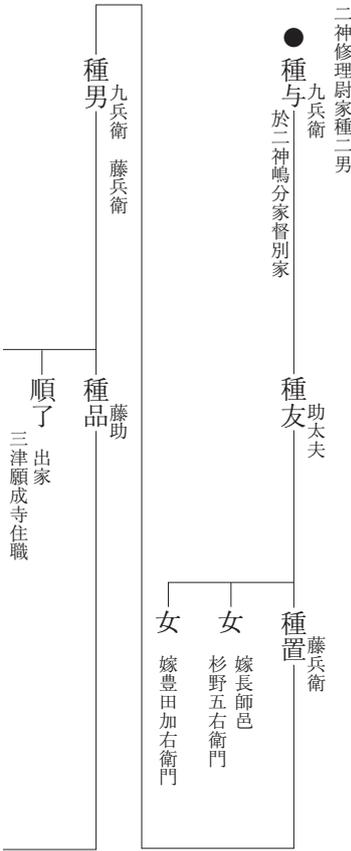
元祖 某  
 此家時代至テ古、先祖筋目ノホド不知、古記等在之トイヘトモ焼失ス、何サマタマシキ家也、  
 二神家同家ニ候ヤ、其分レモ不知、後ヲヒ、縁組ノ事紛ナシ、仍代數不明中興相知レル処、  
 左ニ記之  
 口伝ニ曰、往古此家二神嶋ニ古ク住居スル処、二神藤十郎種家予州ニワタリ、河野家ニゾ  
 クシテ所々知行スル中ニモ、二神嶋ヲ住所トスル故、種家ニ随テ後追々一家ト成テ供ニ二  
 神ヲ名ノルカ、本シモソマツノ家ニハ無之  
 此間時代不明



弥左衛門家

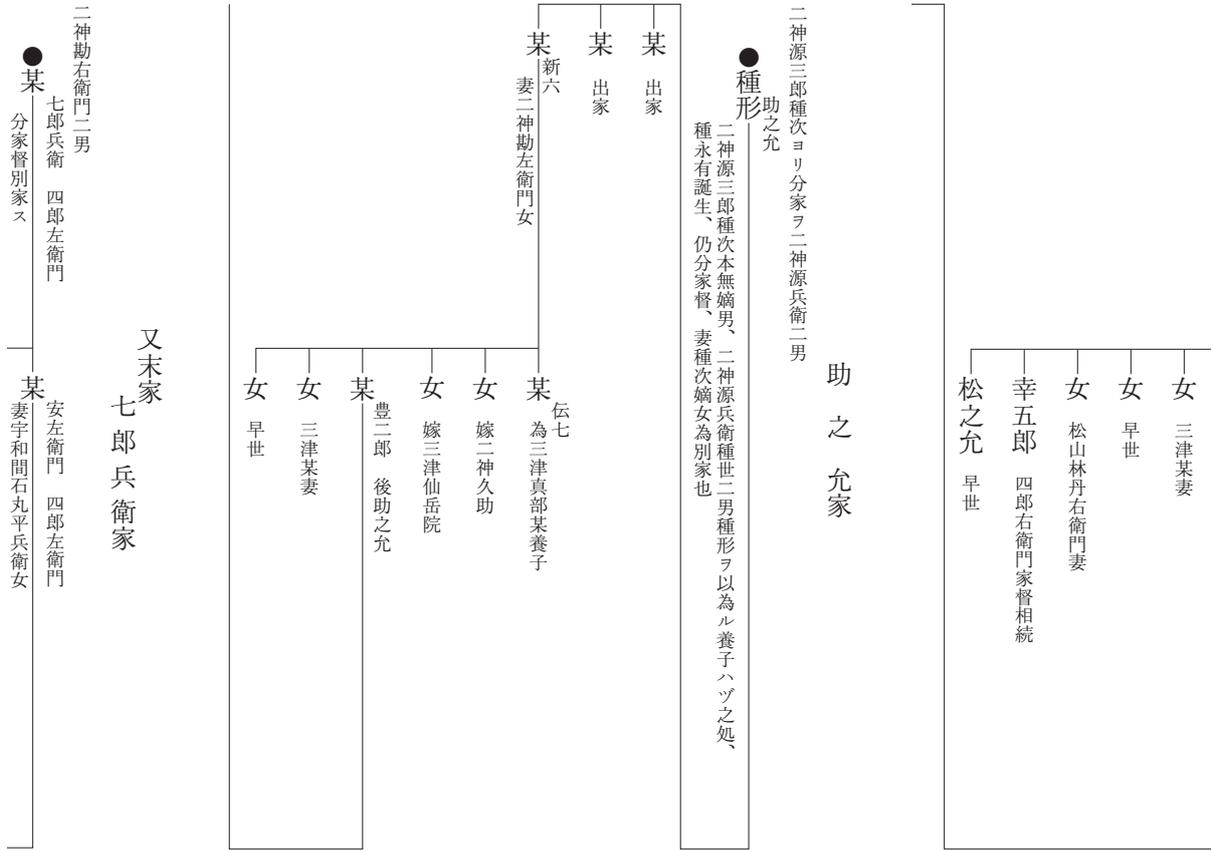
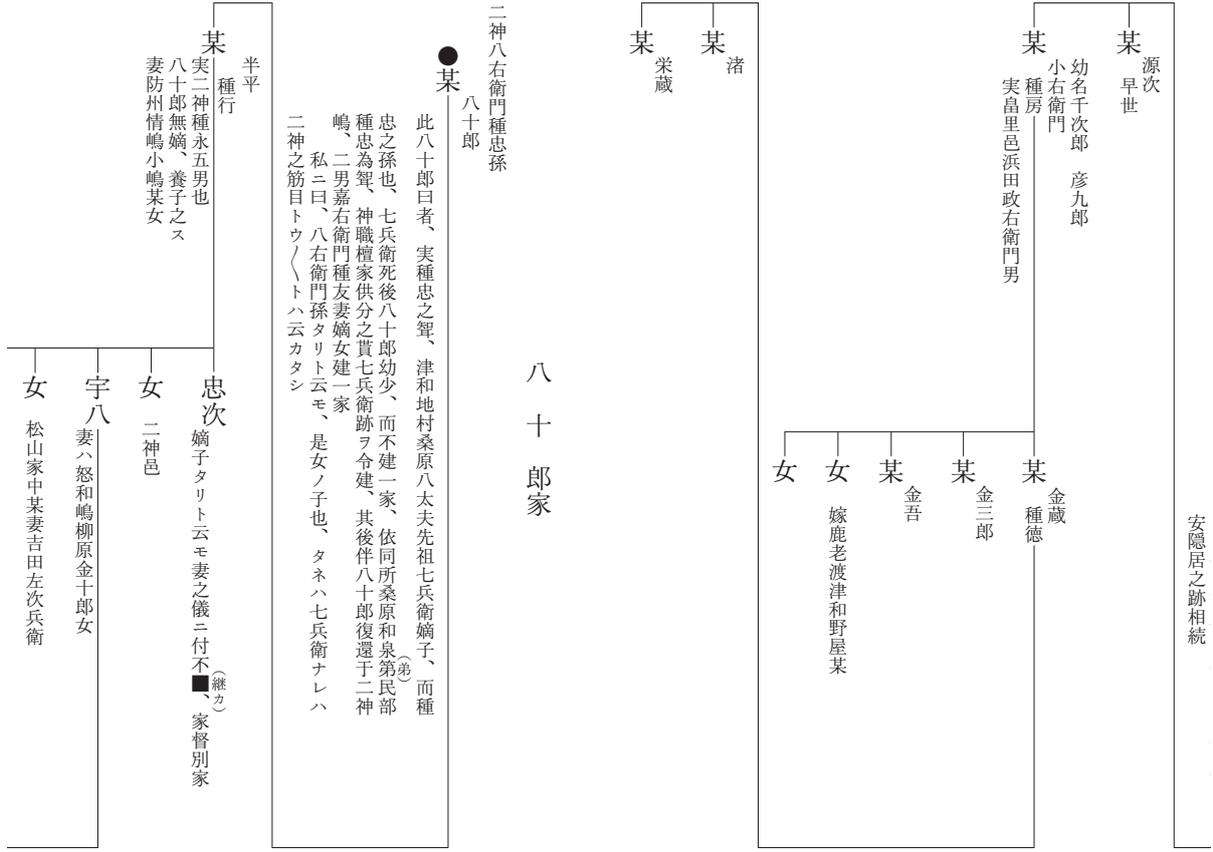


藤兵衛家

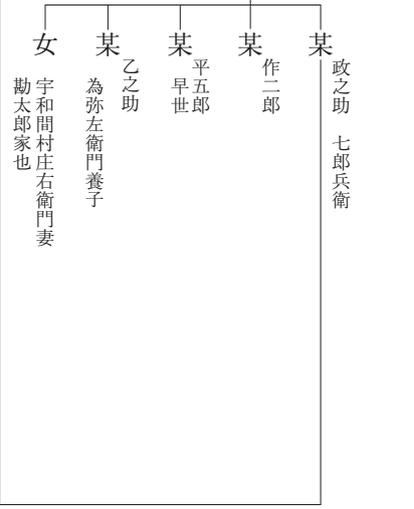
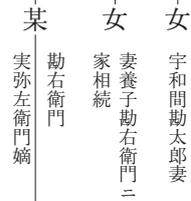
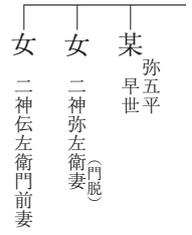






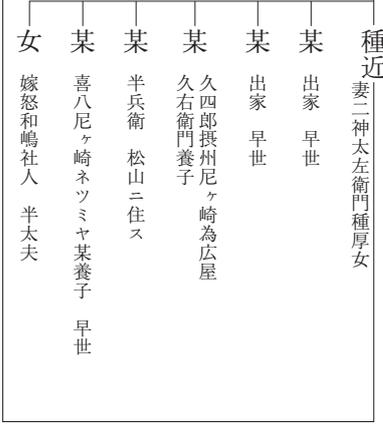
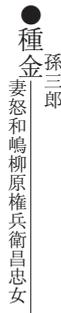


妻熊田村石丸某女



孫三郎家

二神源三郎種次二男分家督別家ス



某 出家 早世

女 早世

某 金右衛門撰州西ノ宮 杉屋某養子

某 新七

妻二神藤右衛門種章養女、 実風早作右衛門女

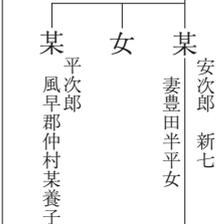
某 友八

女 早世

某 孫兵衛 新七

妻豊田藤九郎女

女 嫁豊田弥之八



又末家

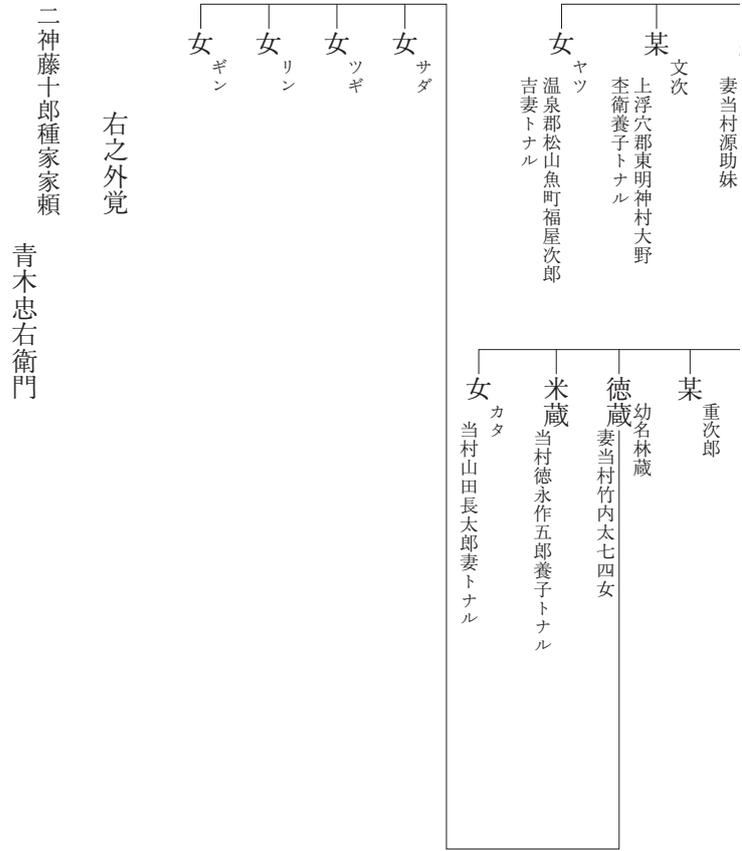
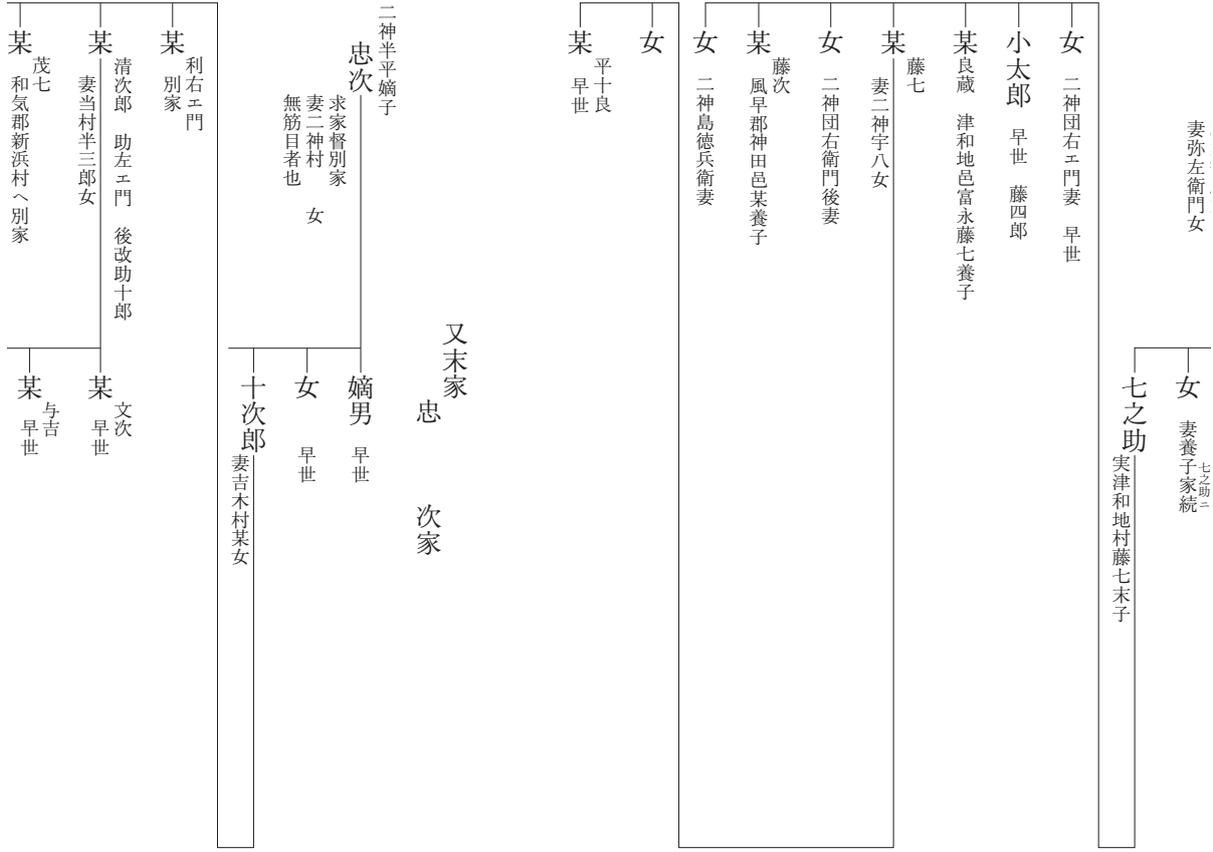
平

六家

二神藤兵衛末子 ●平六

求家督別家

子供数々 早世



此者往古種家予州二神嶋エ居住之節、召連參家頼也、於于今家続スル也  
 妙見神元来二神家ニ所持シテ二神ニワタルト云モ、二神ニ居住スル故今之妙見山ニ安鎮セシムル時、此忠右衛門ヲヒタテマツリテ行ヨシ、又於于今当家之歳男ヲツトメ、永ク家臣タリシ者也

二神藤右衛門尉藤原種章  
 (花押)